

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成23年 9 月13日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成22年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 平成22年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 2 号 平成22年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 3 号 平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 議案第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第11 議案第48号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第49号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第14 議案第51号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第15 議案第52号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第16 議案第53号 平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第17 議案第54号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 議案第55号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 議案第56号 財産の取得について
- 日程第20 議案第57号 財産の取得について
- 日程第21 議案第58号 財産の取得について
- 日程第22 同意第 2 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 同意第 3 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 認定第 1 号 平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 2 号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 3 号 平成22年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 4 号 平成22年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第 5 号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第 6 号 平成22年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第 7 号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第 8 号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（7名）

1番 村 雲 辰 善  
3番 樋 口 春 市  
5番 今 井 保 都  
7番 安 江 祐 策

2番 桂 川 一 喜  
4番 服 田 順 次  
6番 安 倍 徹

---

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

---

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
書 記 今 井 修 輔

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成23年第3回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの10日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江祐策君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成23年9月13日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村監査委員 安江正彦、東白川村監査委員 安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成23年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成23年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成23年6月28日、平成23年7月25日及び8月29日。

3. 検査の結果 平成23年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安江祐策君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎平成22年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（安江祐策君）

日程第4、平成22年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

平成23年9月13日、東白川村議会議長 安江祐策様、東白川村長。

平成23年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成22年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川村、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料。

以上でございますが、この報告は、地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営状況について、毎年議会に報告することになっておりますので、東白川村の出資しています三つの第三セクターの経営状況について、地方自治法施行令第173条に定める書類を提出して報告するものです。

なお、提出書類につきましては、去る8月26日に行われました第8回議会全員協議会と総会で配付、説明させていただきましたので、本日は省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成22年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

---

#### ◎平成22年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

##### ○議長（安江祐策君）

日程第5、平成22年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 安江雅信君。

##### ○教育長（安江雅信君）

平成23年9月13日、東白川村議会議長 安江祐策様、東白川村教育委員会教育長。

平成22年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成22年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、教育委員会は、所管をいたします事務事業について点検評価を行わせていただき、それを議会へ報告するものと定められております。その規定に基づいて報告をさせていただきますのでございます。

なお、その報告及び説明につきましては、先般8月26日の議会全員協議会において報告書をお出しさせていただき、説明をさせていただきましたので、本日は省略をさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

##### ○議長（安江祐策君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成22年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

---

#### ◎議員派遣の件

##### ○議長（安江祐策君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

議員派遣の件を報告します。

平成23年9月13日、次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員。

1. 第35回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、9月18日、議員全員。
2. 小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、9月24日、議員全員。
3. 保育園運動会、園児の健康増進に資する、みつば保育園、10月8日、議員全員。
4. 中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、はなのき会館、10月23日、安倍徹議員。
5. 東白川村文化祭、文化振興に資する、はなのき会館、11月2日から11月3日、議員全員。
6. 可茂町村議会議長会議員研修会、可茂町村議会議員の研さんと交流により相互理解を深める、シティホテル美濃加茂、11月4日、議員全員。
7. 秋フェスタ'11、産業振興の発展に資する、はなのき会館とその周辺、11月13日、議員全員。
8. 可茂地域市町村議会議長会議員研修会、可茂地域市町村議会議員の研さんと交流により相互理解を深める、可児市文化創造センター、11月14日、議員全員。以上です。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する。

これは、過日行われましたので、以下、資料のとおりでございますので、お目通し願いたいと思います。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣についての変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

## ◎一般質問

### ○議長（安江祐策君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は6名です。

通告順に質問を許可します。

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

### ○2番（桂川一喜君）

東日本大震災から半年がたちました。先日の台風12号の想像を超える被害等もあり、我が村においても安全・安心については再度見直す必要があると感じています。とりわけ子供たちの安全には最大限の配慮が必要だと思います。

その中でも、特に積極的に行う必要があり、なおかつ早急に実現でき得るものの一つが、通学時の安全の確保ではないかと思えます。

そこで、幾つか気になる点をお伺いします。

現在、安全の確保のために村が積極的に行っている施策は何でしょうか。

国道や県道では、そこが通学路であるということが整備等の優先順位を決める大切な要素になっているようですが、村道やその他の道路においても、同じ観点に立って、村税を使って子供の安全のためにもう少し積極的に整備されるつもりはございますでしょうか。

具体的な例を挙げますと、いつも問題になっている越原橋から小学校までの上り坂に関して車と歩行者の隔離が不十分で、登下校の安全が完全に確保されているとは到底思えない状況です。そして、それを改善する具体的な計画が立てられていないようですが、道路整備という手段が可能か不可能かという議論ではなくて、どうしたら子供たちが安全に学校までたどり着けるか、どうしたら安全に学校から国道までおりてこられるのか、その方法を示すことで、結果として安全・安心を保護者や本人らに提示することは村としての最低の義務ではないかと思えます。村の考える具体的な方法、具体的な御予定をお聞かせください。

次に、一般住民の安心の観点から、二つ目の質問に入りたいと思います。

村内の商店が減少してきていることは皆さんも御存じで、そのことにより住民へのサービスが低下しつつあるのも現実ですが、今回は、その視点ではなく、商店とともに失われつつある別の大切な要素について御質問をいたします。

行政で災害用の備蓄をする上では、賞味期限等の問題があり、絶対量を確保し続けることには限界があるということでしたが、公共が所有する資産だけではなく、民間が販売や消費用に所有する資産、例えば米、野菜、燃料等も大切な備蓄になるのではないのでしょうか。

そう考えたとき、民間での資産の方が、公共に比べきめ細かく賞味期限等の管理ができるのではないかと思います。災害時に利用することが可能な民間資産を村の方で把握、もしくは推測し、計算されたことが今までにあったのでしょうか。

商店の衰退とともに減ってしまったものに、商店が持っていた在庫、すなわち民間における潜在的な災害用備蓄がどんどん減少していることは非常に問題になるのではないかと思います。災害時に商店等の資産を災害用備蓄資産として扱うお考えはございますでしょうか。

流動資産の管理は、元来行政より民間の方が得意とするものだと思いますが、災害用備蓄を民間にゆだね、なおかつ備蓄するための負担を支援するというようなお気持ちはございませんでしょうか。

さて、行政と民間での役割分担の話題に関連し、三つ目の質問とさせていただきたいと思います。今年度の大きな行政方針の一つでもある官民協働での村づくりについて、幾つか疑問を感じている点について質問したいと思います。

官というものは、本来民間で行うべきさまざまなものから分業化し、分離発生してきたものであるはずだと思うわけですが、行政はどのような部分を分業として民間からゆだねられていると考えておられますか。

職員の数の減少と財政不足を補う形での官民協働という考え方がスタートしたわけですが、現在、本当に行政責任としての人的・物的・金銭的資産を限界まで駆使されていると考えておられますか。

民間には、一部を行政に分業として負担していただくのと引きかえに、納税という義務が課されているわけですが、官民協働という観点で、行政が再度民間から人的・物的・金銭的支援を受けようとするのは、結果的に二重納税と同じような意味を持つのではないのでしょうか。それに関する村長のお考えをお聞かせください。

以上、安心等、官民の役割分担についての御質問をさせていただきました。

**○議長（安江祐策君）**

村長 安江眞一君。

**○村長（安江眞一君）**

桂川一喜議員にお答えをいたします。

今までに行った子供の通学に対する事業は、PTA、その他からの要望もありまして、たくさんございますので、一つ一つは申し上げませんが、魚戸橋付近の防水カバーの設置とか、日向の欠ノ淵付近のガードレールの交換とか、宮代地内の道路の側壁工事とかを行ってきております。子供たちが通行する村内の道路の危険箇所はいつもPTAや議員の皆さんより御意見を伺っておりますので、承知をしております。順次改良してまいりたいと思っております。

初めに、五加の危険箇所はようやく安全になりましたが、次は恵那蛭川の畑薙橋の改良を考えております。県道でありますので、土木事務所とも協議を重ねております。

次に、小学校へ越原橋からの上り道については大型自動車の通行があり、前々から危険を承知しており、年度初めには各事業所へ通学時間帯の注意を教育委員会からお願いをしておるところでございます。平成25年度から社会資本整備交付金にて歩道の整備を考えておりますが、越原橋そのものも幅員が狭く、道路だけの改良では中途半端となると思っております。また、これは皆さんの御意見をお聞きしたいとは思いますが、特にあの道路は村の産業道路でもあり、通学路と一緒という

こと自体が問題ではないかなと、こんなことを思うものでございます。全体の通学路も含めて検討しなくてはならないと考えております。

次に、現在の災害備品については、食料以外のものについては調べてございますので、もし必要なら発表をいたしますが、議員の御質問は食料品のことだと思いますので、そのようなお答えを申し上げます。

商店の商品については、備蓄ということを考えてことはございませんが、東白川村は農業の村でありまして、他の市町村に比べ、農地を所有する村民の数は多いと思っております。特に米については、1年間食べるだけ保有米として備蓄する方は昔からの慣例となっております。

議員御指摘のように、一度これを調べるということも大切であると思えます。しかしながら、今回の豪雨災害を見ると、備蓄で間に合うかと疑問も持ちます。東白川のような地形で想定外の雨が降ればどうなるか。よく検討しなくてはならんと考えております。

次に、今年度、官民協働の村づくりを立ち上げるべく、皆さんの御意見を聞いております。従来の村民が要望し、行政がサービスを提供する関係から、目標と課題を共有し、相互に協力する関係へと進歩することを目指しております。現在でも、自分たちでできる小さな工事とか、修理とか、イベントとか、官民で手がけております。このようなことを今後どう発展させていくか考える会でございます。職員の数の減少と財政不足を補う形での官民協働を考えているものではございません。行政が民間から人的・物的・金銭的支援を受けようとする計画でもございません。私は、議員の皆様が官民協働の村づくりの先頭に立っていただきたいと考えております。議員皆さんは地域の事情に詳しく、行政にも精通されております。ぜひ今後とも村民のためになる官民協働の村づくりの先頭に立って推進していただきたいと考えております。どうかよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいま、多くの質問に対して多くのお答えをしていただくという明快なことながら、大変な御苦勞をおかけして、すみません。

その中で、三つほど大きな質問の中、まず一つ目の通学路についてのお答えですが、おおむね今まで行政の方から説明を受けていることから大きく変わってはなく、少し具体性が出てきたお返事がいただけているとは感じましたが、僕の趣旨でありました中に、実は具体的な方策を住民等に知らせ、それが安心につながるであろうということがまず一つです。

そして、もう一個大事な要素として、「順次」ですとか、「そのうちに」というような言葉で、どうしても先送りになっていくいろんな施策ですが、お金がないときにすべての施策を同時に行うことが不可能であることは重々承知しております。ただ、その優先順位の中に、県道等、国道等もありますように、子供の安全、通学の安全が脅かされるところは最優先に予算をつけていただく

ような態度が県の方には見受けられます。同じようなつもりで、多大なる予算の中で、子供の安全についてもう少し前倒し前倒し、順次ではなく、早急にということが必要になってくるのではないかというのが実は今度の災害の結果を見た場合に見えまして、あれをやってあれば、これをやってあれば助かった命が多く見受けられるような感じがしました。そのときに、あれがやってあればよかった、これがやってあればよかった、やるつもりだった、そのようなものは住民に対しては一切何の慰めにもなりません。今後の施策を考える上で、とにかく子供の安全というのを何よりも優先して考えていただきたいので、その辺もう一回、時間的な問題はどうかということのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、民間の持つ資産を災害用資産についてのお答えですが、実は食品に限るものではなく、燃料という要素も入れておきました。燃料につきましても、スタンドの数は若干数年前に比べると減少しております。スタンド、もしくは灯油販売所が減少することによって灯油等の備蓄も当然減ってきているものだと思います。

それに対しては、実はせんだって、村長さんも御存じだと思いますけれども、JAさんとの間に一定の協定が結ばれていると思います。その協定の内容が、JAの持っている、経済センター等の持っている備蓄資産を災害時に一定の割合で提供できないか。もしくは人的な資産までももしかしたら投入できないかというような内容の協定になっていたかと思います。それはあくまでもJAという一企業に対する協定ですので、その協定を村内の商工業者一般に広めながら、そのような協定を結ぶことで、実は二つの点が考えられないかと思います。

一つは、協定を結ぶことによって、日ごろから地元の商売屋が持っている要素に、サービスを提供するだけではなく、地元に対するボランティアとは言いませんが、サービスを越えた何か提供する能力があるんだということを周知すること。

それからもう一個は、昔からの商店は、民間からの経済力によって楽に在庫等を支えていました。ただし、人口の低下でありますとか、交通手段等の拡大によりまして、都市部の方へ経済的、金銭的な流れが向くことにより、村内の業者が、実は村内の資産としての物品を維持する力が減ってきております。経済的なことだけを考えれば、当然それはしかるべきものだと思います。ただし、この間の東北の震災等でもありましたように、交通手段等がばさっと途切れたときには、実は経済的な云々ではなく、物理的な距離が非常に大事になってきます。そのときに、村内の業者等にあるはずの物品が、各務原ですとか、美濃加茂市ですとか、そこにしかないという状況が生まれたときに、一定の期間の間、住民にはそれらの物資を一切調達することが不可能になってしまいます。それを、村の防災というような観点から指示していただければと、住民からしますと、それで支えられた物品が在庫の充実ということになって、商品の充実ということにもつながらないかというのが僕の考えで、2番目の質問を思いつかせていただきました。

行政がどうやって村の商品の中の物資を支えるかという一つの施策として、防災という観点を考えていただけないかという質問も含まれていましたので、ちょっとその点について、どう考えられるかということもお答えしていただきたいと思います。

それから、先ほど大きな災害の場合は、村内にある物資だけでは間に合わないからというまでの村長のお答えでしたが、間に合わないから、少ない物資でも準備しなくてもいいんじゃないかというふうに受け取れるような御回答に思えましたので、再度、間に合わないから準備しなくてもいいわけではなく、間に合わないとしても、それでも最低限の物資は準備すべきではないかと考えますが、村長のお考えはどうかと思います。

それから、官民協働についてですが、先ほど僕の質問は、行政側がこういう考えでということはある程度暫定してしまったので、村長の答弁との間にずれが生じてしまいました。ただし、住民側がどう思っているかということが今後の大事なことで、住民には、自分のことは自分でしろという、自分のためのことを行政に頼らずに、自分たちでしましようという考えで官民協働が推し進められていることは承知しております。ただし、住民が本当にそれを納得しているかどうかということが今後大事になってくるかと思います。そのときに、先ほど質問の中に入れておりましたが、回答の中に入っておりませんでした。行政側が十分人的・物的・金銭的なものを投入して、もうこれ以上、住民がやりたいことを住民のかわりになって行っていることはもうこれで手いっぱいです。もうここまで精いっぱいやっているから、この先は、お願いですから住民の方にも協力してくださいというその態度を示すために、その前半の部分である、行政側が本当に100%やるべきことをやっているかということをしかりと住民の前でおっしゃっていただきたいということを質問の最後に加えさせていただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

初めに、小学校の安全についてでございますが、これは先ほどもお答えで申しましたように、村では、一番産業的と申しますか、森林組合もあり、岐阜部品もありということで、ここをどうするかということは、本当に会社と従業員にお願いする程度のことしかできておりません。もちろん歩道をつくれれば、どれぐらいかかるかということも計算をし、25年度にやるように四次総ではなっておりますが、私の考えでは、それで歩道だけをつくっても、橋も大型が通れば、当然これは狭いわけですので、多大な予算がかかるということがございます。それで、通学路としてはあそこを使わないようにしたらどうかという試算をしております。これは、私が決めることではなくて、PTAの皆さんや通学にかかわる人たちの御意見を伺って決めていくことであるということを思っております。

それから、災害の在庫ということですが、少しばかり備蓄しても仕方がないと、そういうつもりではございません。今度の水害等を見ておりますと、道路がずたずたになるわけで、これは、村のここにあるものをあそこへ持っていく、隣へ持っていくぐらいのことはできるかもしれませんが、なかなか難しい。何日間か耐えなければならぬ。これには空からの輸送ということしか考えられません。なかなか道路をあっちからもこっちからも張りめぐらすということはこれもまた多大な予算がかかることで、年月がかかりますので、私の考えとしては、どの程度できるかわかりませんが、

今ヘリコプターが県にもあり、この東北の大震災には県からドクターヘリも災害ヘリも消防のヘリもみんな出動して大活躍をしております。こういうことをこれからは広範囲の市町村で、例えば岐阜県が大水害にあったとすれば、ほかの県からヘリコプターで応援に来てくれるというような時代が来るのはもう間違いないと思っておりますので、本村にあるヘリポートは一個でございますが、災害の場合に使えるようなところを、完全なヘリポートはちょっと過大になると思いますので、運動場みたいなところをヘリポートにも非常の場合には使えるというようなところを何か所かつくるということもまた大切なことであると考えております。これも、議員おっしゃるように、とことん予算を使い果たしておるかということでございますが、現在やっていることで私は精いっぱいであると思っております。今後、予算があれば、そういう方面にも使っていきたいと思えますし、村の予算の使い方についても、皆さんと協議をしながら、今後進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

官民協働については、お答えしたとおりでございますが、自助、互助、そして公助とあるわけでございますが、我々ができないところを住民にやっていただくということではなくて、村がやるべきことと住民と協働でやれることとはおのずと違ってくると思えます。あの道路を舗装したいとか、大きな橋をかけたいとか、そういうことは当然官でやらなくてはならない問題でありますし、小修理等については、官民協働で、自分たちの思うように、一日も早くやりたいよというところは協働でやっていくべきものであると思えますし、大きなものについては当然いろんな法律もありますので、官が主力になって予算を使ってやるものであるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

まず1点目の質問、小学校の通学路につきましては、通学路として使用しないという方向性のお考えは確かにすごくすばらしいことで、かつて白川橋が工事中のときに、中学生等の自転車通学を一時的にバス通に切りかえることで安全を確保されていたような経緯もあります。そのような臨機応変な、確実に結果として安全・安心が確保できるような施策を今後何か考えていただけるような方向を今かいま見ることができましたので、そこについては、質問というよりも、その件、納得しましたということでお伺いしておきます。

それで、実はさっきの2番目の民間資産と備蓄資産について、まだお答えとして、しっかりしたお答えがもらえていないのが、民間にある資産を公共の備蓄の一部という考え方をすることによって、商店等のいろんな品物に対して、例えば本来住民が必要としているものが10であるとする。これが人口の関係で10しか必要がないんだけど、品ぞろえをよくしようと思ったら、20、ないし30を品ぞろえとしてそろえたい。実際の経済の上では絶対無理ですから、10の品ぞろえしか、やっぱり準備できません。それを、もしかしたら備蓄資産という考えで村が支えていただければ、20とは言

いませんが、10を15の品ぞろえで、もしかしたら商店に置くことができないかというような観点で、もう一度これについての気持ちをお伺いしたいと思います。

それから、官民協働については、これ以後の質問者にも同じようなテーマがありますので、またそこで聞かせていただく意見と、これからの今後の推移を見守りながら納得していきたいと思いますので、今、2番目の質問の商店の備蓄をどう考えるかということだけのお答えをいただきたいと思います。

**○議長（安江祐策君）**

村長 安江眞一君。

**○村長（安江眞一君）**

商店の方との話し合いの中でまた結論を出していきたい、こういうふうに思います。

**○議長（安江祐策君）**

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

**○5番（今井保都君）**

それでは、2点ほど質問をいたします。

まず村の将来の医療体制についてでございますが、診療所に移行して3年が経過しました。現在、医師2名体制で村の地域医療センターとしての役割を果たしております。診療所は、これからも超高齢化社会における医療、保健、介護、福祉の連携統合を図る大事な拠点であります。

ここに来て、県の派遣医師の削減もあり、医師確保が深刻な問題となっております。村では医師確保に向け努力をされているとは思いますが、対策を強化することが求められていると存じます。

さて、視点を変えまして、厳しい時代こそ教育が大事であると思います。村で医療にかかわる人材を育てること、医療関係を目指す子供たちのために奨学資金制度を立ち上げて、子供たちを奨励すべきだと思います。5年先、10年先には村で医療に携わる人材を確保できるような体制を整える努力をすべきかと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点は、みつば保育園についてでございます。

23年度、みつば保育園につきましては、子育て支援の立場から保育料が県下で最も低額となりました。さらに施設面で大規模改修を計画されておりましたが、その後、見直すということになりました。さて、見直すということで、その後の計画はどのようになりましたか、お伺いをいたします。

**○議長（安江祐策君）**

村長 安江眞一君。

**○村長（安江眞一君）**

今井保都議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、診療所は、本村を初め地域にとって大切な医療施設でございます。東白川村挙げて守っていかなくてはならないと思っております。そういう意味で、委員会も立ち上げました。また、下呂病院を中心とする医療圏の市町村会議も立ち上げました。先月30日に、下呂市長、

白川町長、七宗町長、東白川村長、下呂病院の院長さん、副院長さん、事務局長さんが集まって会議を持ちました。みんなで協力をしながら、岐阜県の医療の谷間にならないように頑張りたいと考えております。医師の確保については深刻ではありますが、最大限の努力をしております。

それから、みつば保育園については、大規模改修を見直すということではございません。大規模な改修をする予算や当面必要な改修や将来を見据えることや、四次総の計画にあるものを少し時間をかけて考えていきたい、こういうものであります。特にみつば保育園の立地としては、年々大型自動車の通ることもふえてまいりまして、心配な面もございますので、これを大改修していいものか、それとも部分改修をして、また新しく違う場所につくった方がいいのかということ時間をかけて考えないと、即刻決めるわけにはまいりませんので、四次総にあるものを少し先延ばしさせていただくかもしれませんので、よろしく願いをいたします。

それから、議員の質問にありました奨学金制度ですが、これは現在奨学金制度がございます。医師も看護師も保健師も奨学金制度がありますが、金額的には、今行われている岐阜県のものあたりと比べると3分の1程度でございますので、そんなに数は多くないと思います。できれば、今後岐阜県が出しておられるぐらいのものを出して、それに応募していただける方があれば、ありがたいなど、こういうことは思っておりますが、この奨学金について、今まであまり応募がないわけですので、議員さんも御承知おきいただいて、そのような方があれば、ぜひ紹介をしていただきたいな、そんなふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

村長、前から県の派遣医師の問題については県が決める。こちらが要望しても、県が決められるので、何とも従わなきゃならないわけですが、8月のうちに県のヒアリングがあって、そこら辺の反応がどう出るかなということを我々も心配をしておりましたけど、そういったヒアリングの結果の感触をまずお聞きしたいと思います。

そしてまた、今の村の診療所の職員の年齢構成を見ますと、かなり高いです。村長も、将来ぜひ診療所は、我々もそうですけれども、当たり前のことですけれども、存続しなきゃならんわけですが、それに対して、本当に5年先、10年先を見通しますと、今の体制ではとてもとても診療所が存続できるのか、人員だけでも厳しいような年齢区分になっております。20代、30代の看護師さんたちは一人もいないのが現状でございます。これはいたし方ないといえば、それまでですけれども、やはり将来を担う子供たちが東白川にもおるわけですので、子供たちにも村の実情を折につけて、こういう状況だから、ぜひ勉学に励んで医療に携わってくれるような、そういうものを頑張ってくれと、そういうこともちょっとエールを送ってもらって、少しでも自分たちの村は自分たちで守るというか、そういう意識を子供たちにも植えつけてもらえればなあというふうに願うわけでございます。

それから、保育園につきましては、支援で保育料は県下一番の低額になりましたので、これは本当に行政のやること、ありがたいなあと村民も思うわけですが、今言いましたように、さらに施設面で充実を図ろうという面からいくと、大規模改修をやるよりも、もっといい場所につくったらどうかといった観点もあるので、大規模改修を時間かけて見直すというような発言にとれましたので、その辺は確かに立地条件から見りゃあ、かなり前と違って厳しくなっておりますので、村民の方々の、我々も含めて意見を聞いて、いつまでとは言いませんけれども、いい方向へぜひまた保育園のことを頭に入れて、今後やっていただきたいと思っておりますので、その辺をまたお伺いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

みつば保育園については、現在、非常に床がかたいところがあったり、冷たいところがあったりしますので、どれだけかは改修をしていかななくてはならないと思っておりますが、大改修については、少し時間をいただいて検討したい、こんなふうに思っております。

それから、今の診療所の件でございますが、確かに看護師さんもベテランばかりでございます。人数においては、診療所としてはたくさんお見えになって、本当に心強いところでございます。特に老健あたりは看護師さんが本当に夜もお勤めいただいて、年々隆盛になってきております。特に近い他町村からもお見えになって、安心をしておっていただけるという場面もございますので、これまた診療所の一つの大きな特徴であるかなと思っておりますが、若い人をまた養成していかなくてはならないということは議員おっしゃるとおりでございますので、心がけてまいります。

ことしも定年でやめた看護師さんもございますが、十分にカバーをしておっていただきますけれども、お医者さんは、例えば今度のヒアリングにおいては、はい、そうですかという御返事はいただけませんでしたし、私も先日県庁へ参りまして、時間がありましたので、医療整備課の課長さんにぜひともということをお願いをしてみました。お話はよくわかりますという話だけで、じゃあ来年も派遣しますというお話はまだございませんが、現在、今井さんだけではなくて、診療所のことについての質問がありましたので、どこかで出てくるとは思いますが、今、岐阜の医療センターから産科の先生に来ていただいております。これは送り迎えつきで派遣をしておっていただくわけですが、下呂病院に産科の医者がいなくなったのでこうしておるわけですが、こういうことのないように、下呂病院を総合病院として立派に立ち上げていただいて、建設はもちろんのこと、医師も充実していただければ、うちに一人しかいなくても、派遣を何回かしていただければ、これまた診療所としては十分ありがたいことでありますので、そのような方向も考慮に入れながら、現在、皆さんと協議をしておるところでございます。岐阜圏域、中濃圏域、飛騨圏域のちょうど間になるのがこの下呂を中心とする我々の町村でございます。沿形をつくって、地域医療の会議では出しておりますので、この間、知事さんに、我々のところは谷間である。何とかこれは考えていただくと、我々の村民のモチベーションが下がってしまうので、ぜひともということをお願いをしております。できるだけ早く立派な総合病院にすると。今までは下呂温泉病院でありましたので、温泉治

療をする病院だというような感じを受けておりましたが、今度は「温泉」という名前は取って、「下呂病院」ということで、病室数は少ない設計になっておりますが、立派な病院に生まれ変わって、医師を充実させていただきたいというのが我々の希望でありますので、実現するように努力をしております。よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

地域医療の名だけでは地域医療はできませんので、村長の答弁にありましたように、下呂病院は近々大がかりな、大規模というか、新しい病院もできれば、東白川もその恩恵をいずれは受けると思いますので、それまで我慢じゃないですけども、それを期待しておりますけれども、何せ診療所の今の現状を少しでも打破するために、若い看護師さんたちも少しでも受け入れる体制を、何とか突破口をつくって、金のかかる、行政面では負担になるやもしれませんが、いずれそれは財産になるというか、それを乗り越えないと診療所としての維持はできないわけですので、その辺をよく置いて、今後また努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

よくわかりました。

○議長（安江祐策君）

ここで10分間、暫時休憩とします。

午前10時42分 休憩

---

午前10時52分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開いたします。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

東白川村国保診療所改革について質問をさせていただきます。

病院から診療所へ機能転換をされ、3年がたちました。今、全国では医師不足がささやかれ、特に地方の医療機関では大変深刻な状況が続いているのが現状でございます。

我が村の診療所におきましては、村長の努力もあり、今年度におきましては派遣医師の確保もでき、医師2名体制での診療が行われているところでございますが、2名の医師ともに遠方からの通勤であることから、1日のうち約3分の2の16時間は無医村の状態、住民にとりましては救急時

には立派な村の診療所も何の役にも立たないというのが現状で、多くの不満があることも事実でございます。

昨年の住民アンケートを踏まえての今回の診療所改革委員会の設立で、どれだけ住民の声にこたえ、踏み込んだ改革を進めることができるのか、住民の方々にとっても期待するところが大きいです。

そこで、村長に伺います。この改革は、どこまで踏み込んだ改革を実行されようとしているのか、お伺いをいたします。

診療所の利用者も年々減少の一途をたどっていることで、診療所の運営に支障が出てくることは避けられないことも事実でございます。人口減少、健康な住民がふえた、診療所では対応できない患者さんがふえたというわけでもないように思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えをいたします。

診療所は村民にとって身近な医療機関として大切な施設でございます。議員御指摘のように、救急患者の場合は処置できませんし、夜間は医師も不在でございます。医師の泊まる場所がございますので、週に3日ぐらいは泊まれることもあるようですが、基本的には診療所でございますので、夜間、休日は診療はございません。現状ではこれを少しでも補うためにどうしたらよいかを考えなくてはなりません。

改革委員会は、それ以外にも、医療サービス、健診、みとり、予防、老健など、仕事はたくさんございますので、近くには、特に公立の医療機関は東白川診療所だけです。何としても守っていかなくてはなりません。それには下呂病院との連携が大切でございますので、先ほど今井議員にもお答えいたしましたように、早期着工と医療体制の充実を求める会を立ち上げました。今後とも近隣市町村力を合わせて岐阜県の医療の谷間にならないように頑張りたいと思っております。

特に岐阜県の地域医療の会では、まちの方が多くわけでございまして、診療所を持っている首長は私と揖斐川町長、あと恵那市長さん、四、五人でございまして、一生懸命首長としての意見も具申をしましておるところでございますが、いずれにしても岐阜県全体の医療ということを考えてまいらなくてはならないと思っております。東白川の診療所をより充実して、村民の方に安心をしていただけるような施設にするために、この改革委員会を立ち上げたわけでございます。

これは、医療整備課も、東白川もこういう会を立ち上げて頑張っているなということ承知しておってくれますので、何とか今後、東白川もこの医療体制の中でひとつ頑張りたいと思っておりますし、先ほどから申し上げておりますように、この医療機関があつての東白川村であり、特に高齢者がふえてくる今後にとっては一番大切なことでございますので、予算とかなんとか言っておる場合ではない、こういうふうに考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。以

上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

以前に、医師にこの村に住んでいただけるように働きかけていただきたいというふうには村長にお願いをしましたところ、住居の強制はできないというふうに言われました。しかし、小さなお子さんをお持ちの家庭におかれましても、また高齢者の方をお持ちの御家庭におきましても、本当に近い中核病院まで約30分以上の時間を要するところがございます。そうなりますと、どうしても夜間等は医師に頼るほかないというのが現状でございますし、救急車両につきましても高規格救急車両が導入をされましたけれども、いまだに常駐の救急救命士が在籍していないということで、大変な機能の高規格救急車両ではございますけれども、機能が十分に発揮されていないというのが現状でございます。

また、村長とされましては、恐らくお医者様ということもあるでしょうし、診療所の今後の存続、あるいは全国的に医師不足ということもあって、非常に遠慮されているように我々としては見受けるわけでございます。今回の改革委員会でどのような答申が出されるかわかりませんが、どのような答申が出ても、村長としてはそれを受けていこうという用意があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

過疎地域は、やはり過疎地域に合った地域医療というものを目指していかなければならぬと思っておりますので、その点を踏まえましての御回答をお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

改革委員会の答申については、尊重していくつもりでございます。

それから、夜も診るといことになりますと、医師は最低でも3名体制、そして宿直をしないと診られないわけでございまして、例えばだれかがここに住んでくれるといいましても、診療所といたしましては、夜も診なさいということとは言えないわけでございます。近隣の市町の医院の方は夜も診るといことではございますが、これはその医院の方の経営でございまして、我々がそれと同一の考えで医師に強制することはできませんし、私も、できれば村内に住んでほしいということは再三お願いをしておりますが、村長として指示をするというところへはいけませんので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。

夜、緊急の患者が発生したという場合においては、一刻も早く救急車によって近くの中核病院まで運ぶ。もしくはそれより急病はドクターヘリをお願いすると。最近、2回ほどドクターヘリも本村へ来てくれました。そうすれば、15分で岐阜まで行くそうでございます。その間、こちらの救急車によってヘリポートまで行っていただくということになりますので、その時間はプラス要因でござ

ございますが、そのような事情になっております。

皆さんの安心のためにどうしたらいいかということは、当然これは改革委員会もそのつもりでございます。私も意見は尊重して、今後に活かしていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

改革委員会の方々もさまざまな分野から募っての診療所改革ということになりましたので、それぞれの立場で住民の声というものをいろいろお聞きになっておられると思います。それを十分に理解されていると思いますので、それを踏まえた答申が出ることを我々としても期待をしております。村長もその答申を真摯に受けとめられておりますので、またIターン、Uターンの方々におかれましても、安心した医療機関があるということで、今後もふえてくることも予想されますし、また救急救命士につきましても、一日も早い常駐がいただけるように、また働きかけの方をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、診療所の存続に向けて、住民の声をいかに受け入れていただけるか、お聞かせをいただきまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員の思いはよく伝わっておりますので、そのような努力をさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

〔4番 服田順次君 一般質問〕

○4番（服田順次君）

一般質問をさせていただきます。

まず、本年度の事業と予算についてということで、平成23年度も半年が過ぎ、今年度事業の進捗状況や予算の執行状況が気になるところであります。

国は、3月の東日本の大震災によって財政に大きな影響があつて、2次補正、3次補正と大変でありますし、政府の方のメンバーもかわつて、大変だということでございます。

そこで、東白川村においては当初の予算が執行されているかどうか、また今後の見通しについてどうお考えになっているか、その御見解をお聞きしたいと思います。

次に、日本で最も美しい村連合につきまして、内諾がせんだっていただけたと聞いております。本当によかったというふうに思っております。

そこで、今後、どのようにこの連合に加盟して、東白川村の人口対策や活性化に結びつけていか

れるか、具体的なことについてお聞きしたいと思います。

3番目に、農地の荒廃対策についてということでお聞きをしたいと思います。

農家の高齢化に伴う農用地、その他、荒廃が進んでいるのは御承知のとおりであります。村の方は農地流動化奨励金を出して何とか歯どめをかけてみえるようでございますけれども、その結果についてと、そして今後の見通しについて、お聞かせをいただきたいと思っております。以上です。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

服田順次議員にお答えをいたします。

23年度予算の進捗状況ということでございますが、ざっと申し上げて、一般会計は平成23年度現在34.2%の進捗状況でございます。昨年のきょうと比べますと、少し執行率が上がっております。昨年は31.2%でございました。おおむね特別会計においてもそのような傾向になっております。

また、国の予算においては当初の予定が実行されるものと考えております。東北地方の災害対策の予算は別枠にて執行されると考えております。

東白川村に対する国からの交付金や臨時財政対策債は、予算に対して多少の増減はございますが、大きく変わることはございません。現在の増減は予定の範囲内です。

次に、日本で最も美しい村連合加入につきましては、冒頭のごあいさつでも申しましたように、議員の皆様、村民の皆様の絶大な御協力によりまして、おかげさまで8月25日に内定をいただきました。御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この美しい村連合加盟に手を挙げまして、ことし7月13・14日に資格審査を受けたところでございます。審査終了時の講評では70点以上で合格と承り、いろいろアドバイスも受けまして、ちょっと不安と心配をしておりましたが、加入内定の通知を8月25日にいただきました。内定の理由は、「里山景観をつくり出す特産の白川茶の文化継承と活用、ブランドである東濃ヒノキの育成、保全と木造住宅ビジネスへの展開及び住民全体の環境や景観の保護活動を通じた里山の保全といった地域資源を生かした活動への取り組みが高く評価され、日本で最も美しい村連合加盟のための資格基準を満たしていると判断いたしました」という文書をいただきました。村民にお知らせすると同時に、加入までの御協力に感謝申し上げます。

このNPO法人日本で最も美しい村連合には、全国で36村と3地域、合わせて39カ所の先輩がおります。今回加入の正式決定は10月8日に北海道赤井川村にて行われる臨時総会で決定されます。五つの村と地域、合わせて五つあるそうでございます。10月には北海道まで出張し、東白川村を全国に知っていただくべく、村の紹介をしてまいる所存でございます。

また、この美しい村加入を記念して、村民の皆様参加のイベントを計画する予定でございます。本年11月13日に予定しております秋フェスタの中で、「東白川村の四季」をテーマにした美しい村フォトコンテストと、今回の審査の中で、村民の皆さんの村をきれいにという意識の高さに高い評価をいただきましたが、これを受け、協定集落の活動の様子等の写真展示もあわせて行う予定でござ

ございます。当日は、秋フェスタ会場において、日本で最も美しい村宣言を行うとともに、このフォトコンテストと写真展の表彰式も行います。少し宣伝が長くなりましたが、申しわけございません。

次に、農地の荒廃防止対策ですが、有害鳥獣対策と農地流動化事業を行っております。予定の成果には達していると考えておりますが、まだ荒廃が進んでおります。人口対策とともに力を入れてまいりたいと思っております。

有害鳥獣対策と農地流動化対策の推移は、お手元に、見てすぐわかるようにグラフにして出しておると思いますが、農地流動化対策については、今までつけ出していなかった方も今回はつけ出してみえて、急にふえたようでございますが、順次ふえてきておるものと考えております。どうか御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

御答弁ありがとうございます。

まず第1に、今年度の予算執行については、予定どおりというよりも、昨年以上に進んでいるということで安心をしたところでございますが、子ども手当だとか、現在までに出されておったマニフェスト関係の経費、そして、それらのことの国からの予算というものがなかなか執行できないような状態にあるとは思いますが、村が上げているいろんな諸事業につきましてはぜひとも執行していただき、財源確保はもちろんできるということでございますので、安心しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、日本で最も美しい村連合につきましては、前回の議会でも御質問をさせていただき、また具体的にこのことについて、これから例えば商工会とか、森林組合とか、どういうところでどういうふうな形で働きかけをされて、村が多少なりとも予算を組んでいくというようなお考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思いますし、第四次総合計画の後期基本計画の中にも、四つの柱の中に、産業活動が活発なにぎわいのある村づくりをしたいと。安全で快適な暮らしが実感できる、住みよさのある村づくりをしたい。お互いに助け合い、安心して暮らせる優しさのある村づくりをしたい。それから、心の豊かさのある村づくりをしたい。このことにつきましては、もちろんソフト面の部分もありますので、村の皆さん方の人間性とか村民性とかいうものも反映されると思っておりますし、こういうことについても村も大なり小なり予算を組んでいくような方向も必要かなというふうに思っておりますので、一考していただきたいというふうに思っておりますので、お答えを願いたいと思っております。

これが人口減少に歯どめがかかるというふうに後期計画ではうたっておりますので、何とかそれが実現できるように我々も御協力申し上げたいと思っております。

そして、最後の農地の荒廃につきましては、これはもう有害鳥獣駆除の事業とあわせて進んでおるということで、このグラフを見ますと、特に22年度については予算も相当かかっておるというこ

とでございます。それだけ村も力を入れてみえるということであるというふうに解釈をしておりますが、今後、これについても、このまま予算をつけて、費用をかけていくというばかりではなくて、やはり先ほど来、質問もあったように官民協働の中でやっていけるような、お互いに村を共助していく、いい村にしていくという村づくりの基本計画に沿っていくような、そうしたPRも大切ではないかなというふうに思いますので、御一考いただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

予算につきましては、国の動向によりまして、子ども手当等は多少の変更があるかもしれませんが、予定どおりいく予定でございますし、また美しい村連合の予算につきましては、今回、加盟が内定したということで、少し補正予算も組んでいただきたいと思いますし、来年度からは美しい村予算として当初から組んでまいりたいと思っております。特にこういうことは心の問題でございます、自分たちがポジティブに、なるべく楽しくやれるようにという思いで私もこれに参加をしておるわけでございますので、いろんな面でロゴマークとかいろいろ利用していただきながら、産業に利用していただきたいと思いますし、我々も村民の皆さんとともに気分を高揚しながら、美しい村をつくってまいりたい。ともすると、人口が減る、どうのこうのという、何となく頭が垂れてくるわけでございますが、ぜひ胸をそらして、一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、また議員の皆様方にもいろいろと御相談申し上げることが多々あるかと思いますが、どうか御理解をいただきまして、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

前回の議会で、高齢化に対応した福祉行政の問題について取り上げました。今回は病院の問題に絞って質問をしたいと思ひます。

前回は申し上げましたように、65歳以上の高齢者人口というものは1,000人前後を現在続けております。これは過去5年、それから将来5年間にわたっても変わらないという状況でございます。人口が減るといふのは、それ以外の部分、いわゆる若い層が減ることでございます。したがって、行政、病院行政も、それから官民一体もすべて高齢者が3分の1を占める状況下を踏まえた行政を今後5年間は必要であると思ひます。5年過ぎますと、少しずつこれは減少していきます。

また、65歳以上の独居人口というものは120人、現在でございます。これは人口の12%、そのうちで75歳以上の独居の皆さん、ひとり住まいの方は86人ということになっておりまして、65歳以上の高齢者世帯を現在の世帯数863世帯のパーセントであらわしますと、160世帯、18%、約2割にわたる

ところになります。この状況をまず踏まえた上で、すべての行政を進めていかなければならないかと思えます。

また、この人口問題ですが、すべての業種で後継者を含む労働人口の急激な減少も起こっております。こういう点からも、村の維持は、重ねて申し上げますが、高齢者の皆さんの手にゆだねられている現状ということであろうかと思えます。

高齢者が多くなりますと、当然健康管理の心配がされます。ひとり住まいの方は特にそうであろうかと思えます。昨年のアンケート結果にもあるように、診療所に対するさまざまな意見としてこれはあらわれております。

村では、昨年8月から、透析患者の送迎に加えまして、月3ないし5回の中核病院への通院支援サービスを企画されております。利用者は、先月までだと思いますが、通算で162名になっております。土曜診療なども行われていますが、まだ十分でないのが現状でございます。

村民の診療に対する希望がいつでも診ていただける、いつでもお医者さんに相談できるというのが理想であるとするならば、先ほどの樋口議員の指摘でもございましたように、年間120日にも及ぶ休診日がありまして、さらに、その問題の中で、1日を24時間としますと、実に70%が無医村の状態。先ほど樋口議員は16時間という数字であらわしておりましたが、事実24時間のうちで16時間もお医者さんのいない状況が続いておれば、住民の皆さんの不安が起こるのは当然でございます。利用者にとってはまことに使い勝手の悪い診療体制の一因になっているのではないのでしょうか。

診療所の患者数は確実に減少をしています。お手元にちょっとした図面を配っておりますが、これは、昨年度の6月から今年度の7月にかけて、前年度と比較をした患者の増減の数でございます。大変すごい数字で減っております。ことしの6月は同数になっていますが、これ集計の結果でちょっと疑問がありますが、下に赤い数字で示してあるのが患者の減少数でございます。65歳以上の人が減っていない状況にもかかわらず、これだけ減っている。

この前、委員会の席では、人口も減ったから患者数が減るのは当然だという御答弁がございましたが、これはどうも当たらないようでございます。

その下の棒グラフを見てください。白い3本の表示ですが、これは、前年度の高齢者のところで拾ったものでございます。75歳以上の患者数をレセプト数で計算したものでございます。これはふえております。3年間しか高齢者医療は行われませんでしたので、データは3年しかないわけですが、6,114から、真ん中の白い棒、いわゆる患者数、入院を除いたものです。が、7,871という数字になっています。レセプトでございますから、1人の人で二つ、あるいは三つというケースもあるかと思えますので、これは人数にはイコールしないわけですが、病気という点から勘案しますと医療件数は増加しております。ここに矛盾があります。診療所の患者数は極端に減少をし、村で発生をしている、病院にかかっている患者数は極端に増加しておるという事実でございます。私も調べまして、びっくりしたわけなんです、このような現状を踏まえておるのが現状でございます。

そこで、決算の状況の方から少しお話をさせていただきます。

一般会計から5年平均で毎年8,300万を負担しております。交付税措置は、これは発表されてお

る数字を利用させていただいておりますが、平均で7,200万円ぐらいずつ交付税措置でいただいております。レセプト事務の外注、余剰看護師の他病院の研修など、人件費の見直しにより経費削減を図っていますが、病院であった20年前と同じ交付税措置をされておりますが、私の聞いたところでは、今後これは経過措置であって、診療所というカウントになりますとぐっと減るのではないかなという話を聞いております。この辺のところはどうであろうか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

県の医師不足は今後10年は続くと言われております。今、岐阜県の医師の状況は全国で43番目でございます。医師の充足数です。医者がお見えにならんという県で、けつから勘定して5番目でございます。10万人当たり165.024という数字になっています。ちなみに東京都は264.162で1位でございますので、いかに岐阜県の医師数が少ない中であって、村長はいろんな御苦勞をされております。医師2名体制の、今、何らかの経営改善を図り、診療所存続にかかわる問題を検討していくことが今本当に緊急の課題ではないかと思っております。

先ほども申し上げましたように、高齢者世帯が2割を超えるような状況下の中で、東白川村の医療をどのように進められるかを御質問いたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えを申し上げます。

よくわかる資料をつくっていただきました。このとおりであると思っております。

今回、診療所に対する質問が多いわけですが、医療について、私も議員の皆さんと同じ思いでございます。私ももう高齢者の仲間でございますので、病院については非常に関心を持っております。

樋口議員、今井議員との重複は避けませんが、岐阜県の医師不足が深刻であること、我が診療所の2名体制が危機であること、下呂病院の産科医師が退職したことなど、下呂病院を中心とする地域医療体制が岐阜県の医療の谷間となりつつございます。

私も、地域医療の会議に出席する折にいつも申し上げておりますが、下呂病院の早期着工と医師体制の充実が地域の希望でございます。本村の診療所が2人体制を維持するには下呂病院からの派遣も視野に入れなくてはなりません。現在、産科については、先ほど申し上げましたが、岐阜医療センターへ派遣を依頼し、毎回お迎えに行っております。このような方法をとるには、近くに総合病院が必要であります。いずれにいたしましても診療所の存続については皆様とともに最大限の努力をしまっている覚悟でございます。予算的に赤字であることは覚悟しておりますので、何とか一般会計からの繰り入れで賄っていきながら、村民の皆様のお安心についておこたえしたいと思っております。そういう意味で、改革委員会の答申もあろうかと思っておりますし、皆様とともに診療所を盛り上げて、地域の医療の大切な拠点として頑張っている所存でございますので、御協力をお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

冒頭では、一般の東白川村の置かれている現状と予算とか決算につきまして、大まかなところを言わせていただきました。

村の皆さんの不満は、先ほど樋口議員の御指摘にもあったようにお医者さんがいないということなんです。お見えになるけど、いないということなんです。

村長さんも今着々と、外部の体制、いわゆる下呂病院体制、あるいは救急車による高度なものとか、いろんな手を打っておられることは私どもも十分承知をしております。安全ホットラインというのもおつくりになりました。これは、最初の統計ですが、始められたときには273件問い合わせがあった。いつの時期までか、期間はちょっと調べておりませんが、45%が診療依頼であったそうでございます。これは、最初、ホットラインをつくられたときの結果でございます。今はどうでしょうか。これは聞いても無駄だということで、病院の手配のみの安全ホットラインでございますので、皆さんもよくわかっておみえになって、ほとんどこれは利用が少なくなっておるのではないかなあと想像しております。

これは、アンケートの中にもありましたように、お医者さんがこの村内に住んでおっていただけないことに尽きるのです。村長さんもたびたびお願いをしておられますが、どうも拒否をしておられるようでございまして、今回、新しく見えた先生はお住みになるのかなといたら、どうもそうでもないようでございます。ここに問題が起きているのでございます。

例えば休日、夜間診療というものを、去年の議会で私は提案をいたしました。スライドして勤務してもらえないかと。2人もお見えになる。そして、1日65人しか診てないじゃないのと。1人でやれば30人。ですから、1日で1人で診ておる時間もできるのではないかと、私、素人の考えでございます。労基法の関係でちょっと難しいのではないかと、御答弁でございましたが、私、ちょっとある人にお聞きをして、労基法を見てみました。労働時間に関する規定の適用除外が法規の第41条にございまして、夜間の診療、それから休日の診療、これが飛び飛びであって、ほとんど患者さんが来てみえないような状態で勤務をされている状況は週40時間にカウントされません。したがって、法的にもこれは認められておりますので、要はお医者さんのやる気次第ということになるわけでございます。法的にはクリアできるわけでございます。私、法律家ではございませんので、これはお聞きをしたりして調べた結果でございますが、現在、訴訟も起きておるようでございます、この問題については、そういうことですが、多分1日に3人や4人ぐらいなら継続的な労働に値しないからという御返答でございました。抵触しないのであれば、できるんだなあという感触を得ております。

もう一つ、夜間診療、休日診療についての提案ではございませんが、自宅に宿日直というのをとおられる病院がございまして、自宅宿日直でございまして、これは、自宅に先生がおられて、宿直、日直の一応拘束があるということでございまして、したがって、電話が来れば、行くよという状況で

す。これも、やっぱり住んでいただかないとできないわけですが、当然これは費用は発生しますが、住民の安心・安全ということから見れば、この方法も可能でございます。村には2軒の医師住宅がつくってございます。借りる人がなくて、民間に貸し出したり、いろいろしておりますけれども、まことにもったいない状況。この辺のところはまことに言いにくい話でございますけれども、やはりこれは村長さんにもう一汗かいてもらわんと。拒否されることはわかっておりますが、それでも東白川の現状を訴えて、話をさせていただき努力をしていっていただかなければならないと思います。

今度の病院改革委員会の中でも、今までは現状の説明で2回行われまして、私も委員でございますので出ておりますが、まだ方向性が見えておりませんが、このことは、しっかりこういうふうが住民の意見ですよということは申し上げて、お願いをしていくつもりです。大変言いにくいんですが、これは委員としてやるべきことだろうと思っております。

この辺のところについて、ちょっと踏み込んで質問をさせていただきましたけれども、村長さんはいつもお上手なお答えをされますが、一体どういうふうにされる。もしやれたら、こういうふうにしたいというようなことも含めまして、御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員の言われること、また、きょう、それぞれ病院について質問された方々の思いは同じであろうと思います。今、安倍議員の言われたことが理想といえ、ちょっと言い過ぎかなと。そうあるべきであろうというふうに思います。お医者様については、私もずうっと村長になりまして以来、おつき合いをしておりますし、私の希望もいつも述べております。医師のやるべきことは現在はやっておっていただくわけですが、これも法的にどうのこうのということではなくて、お医者さんが、じゃあこれぐらいやりましょうというところから発してこない、なかなか結果はうまくいかないんじゃないかなあと、こういうふうに思っております。

また、村民の方々の希望も、いつでも診てほしい、いつでも相談に乗ってほしいというのはよくわかるわけでございますので、その辺のことも今後の改革委員会の中でも当然話し合っ、結果が出てくるものと思いますので、結果が出れば、私もそれに従って行動もしなくちゃなりません。自分の考えだけでなく、尊重をしまっている所存でございます。安倍議員もその委員の中の一人でございますので、どうかその中で実現可能な、できるだけわかりやすい答申を出していただくことを期待しながら、私も楽しみにしておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

一つの方法として、東白川に住むことを拒否されたんで、宿日直在村というような方向を、村長さんの方向で、例えば週1日、お1人の医師が1日、2人お見えになりますので2日ということに

なりますと、夜中のある時間帯、24時間のうちあいてきました16時間がお医者さんがおられる時間。患者さんが押しかけるわけではございませんので、おっていただく安心を与えていただくという方向性をまず探っていく。手探り状態ですが、そういうようなことができないか、また委員会でもこれは述べさせていただきたいと思います。

それから、私ども、自分も反省しておるわけですが、ある人から意見をいただきましたので、最後にちょっと発表します。

「村はいろんなアンケートを行われるようですが、村民へのパフォーマンスではないのか。行くことで満足し切っているのではないのか」という御指摘でございます。アンケートの結果は、生の声を村政に生かし、反映させてこそ意義があるという観点からいいますと、国政とは違い、地方自治においては住民が直接請求により条例の改定や改廃、首長、議員の解職などを求めることができることからわかるように、住民の意思は極めて重いものであります。それがあらわれたアンケートの結果は、村民のわがままやないものねだりでないことを真に受けとめて、村政に当たってほしい。アンケートの結果については真摯に議論されておるのか。真摯に議論してほしいという意見をいただきました。

私も反省をいたしました。アンケートの結果を見て、ああ、こうであるなという、つかんだ時点でどうも終わっております。アンケートをとる目的の段階では検討していたんですが、結果を見て、安心をしてしまう。あるいはこうであろうなという動向がわかって、安心をしてしまうという部分があったのではないかと思います。

村もアンケートを行っておられます。いろんな問題が円グラフになってあらわれています。一つ一つつぶしていくという努力が必要ではないか。病院問題では特にそうでした。今御指摘してきた問題は、大きな円の中で大部分を占めております。いわゆる村民の皆さんの本当の生の声でございますので、ここは不都合、都合にかかわらず、検討をし、ともに、それこそ官民協働でこのことを解決していかなければならない問題だと申し添えまして、質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

#### ○1番（村雲辰善君）

2件について質問をいたします。

1件目は、官民協働の村づくりの可能性について質問をいたします。

官民協働の村づくり事業として、先月、8月24日に第1回目の勉強会がスタートしました。私も参加させていただきましたが、村民自体が村の将来や地域づくりについて学べる機会や協議できる場がスタートしたことは大変よいことだと考えております。この取り組みが今後よりよい効果や成果につながることを期待して、質問をいたします。

この勉強会は、本村にふさわしい協働の仕組みを検討するという目的となっておりました。しかし、この取り組みを地域の将来に向けて夢が持てるようなものとするには、地域に住む方々が中心

となって十分な議論を行うことで、東白川村の方向性を見出していくことに意義があると考えます。

方向性、すなわちビジョンづくりが官民協働で行う最初の仕事だと考えております。官民協働で示されたビジョンを達成するための方法として仕組みを考えることが好ましく、作業の優先順位を考えると、この村の将来像を描くための方法を検討することが最初に手がけるべきことと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、村民の定着促進支援について質問をいたします。

昨年、村ではI・Uターン者の定住を図り、人口減少を抑制するために定住促進条例を制定いたしました。その支援事業として、I・Uターン者への住宅新築や中古住宅購入、または改修の助成、村営住宅入居者の家賃助成などが行われています。

村在住者が東白川村で住居を検討する場合の支援も同じく必要ではないかと考えます。結婚を機に暮らしの場を村外に求めるなど、または持ち家を求めて転出されるような事例もあります。I・Uターン者のみならず、現在ここに暮らす方々の定着を促すための取り組みとして、条例や施策の整備も必要ではないかと考えますが、あわせてお考えをお伺いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えを申し上げます。

官民協働の村づくりの第1回勉強会が行われ、私も出席をいたしましたし、議員も参加され、意見も発表されておりました。私は聞いてただけでございますが、村雲議員の考え方でよいと思います。今後の会議の中で、皆さんの意見で進めていっていただきたい、こんなふうを考えております。

次に、人口対策ですが、Iターン、Uターンも大切でございますが、議員御指摘のように転出を少なくするのも大切であります。また、村外から嫁さん、婿さんが来ていただく場合に改築することなど、定住促進条例の追加事案を考えたいと思っております。村民が自宅を新築される場合は優遇措置を考えておりますが、そのほかについても研究して、定住促進条例を充実させてまいりたい。それが人口減少に歯どめをかけることであると思っております。何とか議員の御指摘をいただいて、今後のこの条例の充実プラスさせていただきたいと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

質問に対して評価をいただきました。この取り組みは、これからの村を考えるに当たり、この官民協働の村づくりというのは非常に大切な事業だと私は思っております。一個人としても、将来を考えますと、命をかけてやってもいいぐらいのものではないかと考えております。

先ほども話がありましたが、官民協働の取り組みが住民へのアウトソーシングのような形で、住民への負担をふやすようなイメージにとられてしまっはせっかくの取り組みが台なしになってしまうような気がしますので、行政の方からしっかりした官民協働の村づくりについての説明を住民の方々に対してしっかり行っていただければと思います。

また、村民一人ひとりが描く将来像が違っていれば、当然皆さんはばらばらに将来をイメージして、いろんな取り組みを行うと思います。それは、こういう取り組みが効果が出にくいというふうに感じます。村づくりが円滑に行われるように、合意形成に基づいた施策、成功率が高い施策が考え出されるようにこの取り組みに期待するところでもあります。

そこで、昨年の6月の定例会でも質問をさせていただきましたが、やはり地域づくりビジョンというのを策定する必要があるのではないかと。官民協働で一番最初にやる仕事は、やはりその仕事が一番最初ではないか。ビジョンを策定した後に、そのビジョン、目標を達成するために、どういう仕組みでやったらいいのか。成果・効果が出やすいかを考えるのが次の作業になるかと思ひます。

そこで、なかなか行政の方からは、地域づくりビジョンという言葉が出てこないような気がいたします。私、個人的に調べたところで、いろんな自治体が地域づくりビジョンというのを策定しております。その中で、特に最初に大事とうたっているのが、やはりこのビジョンをつくる時に、官民協働、村民、住民の合意形成に基づいた取り組みが一番成功しやすい、効果を出しやすいということはこのビジョンの中うたっている地域もあります。そういった意味で、今後、ビジョンをしっかりと策定していくということに対しての見解をもう一度お伺ひさせていただきます。

次に、定着促進支援ということで質問させていただきましたが、一つ思ひますのは、Iターン、Uターンで帰ってこられた若い世代が、この定住促進支援というのは1年が期限だったと思ひますが……。1年ではなかつたですか。

〔発言する者あり〕

若くして、ここに住まわられて、仕事をして、10年後ぐらいに家を建てるにしても、10年ぐらいはかかる。1年、2年で建てられる人は少ないように思ひます。そういった意味では、ここに生まれの方が何年かたつてから、ここに家を持ちたいとか、住み続けたいという方々を支援するための定着支援というものを考える必要があるのではないかと考えております。

定住支援と定着支援と、これはバランスをとつた施策であるべきかと思ひますが、その辺も含めて、今後、ぜひ検討をしていただきたいと思ひますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

最後のやつですが、定住促進も定着も一緒ではないかと思ひますが、この村に住んでいただくということが人口対策であるということでございますし、定住促進条例においては、村から出て3年外におつた方が帰ってみれば、例えば村に住所をそのまま置いておつた方でもよろしいということになっております。これに加えて、先ほど申し上げましたように、人口をふやすような、例えば

嫁とりとか、婿とりとかというようなことで、台所を直さないかとか、トイレを直すよとかいうものについてもどれだけか支援をしていくというようなことをプラスしていかないかかなというアドバイスを受けて、そういうことを考えましたので、今後、係の方でその辺の事情も加えながら検討してまいりたいと思いますし、それから、今の官民協働の村づくりについてのビジョンづくり、当然これはやらんといかんわけでございますので、今後、意見を参考にしながらつくってまいりたいと思いますので、また御指導いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

官民協働の取り組みについて、もう1点、御質問をいたします。

この取り組みで、今回は住みやすさに重点を置いて勉強会を開かれます。前回、コンサルタントの説明では、産業についてはちょっと別枠でというか、外して考えますというような説明でしたが、住みやすい村づくりをするということは当然いいことなんです。例えば定年退職をされて、村にIターン、Uターンされる方に対しては非常に効果を持つこととなると思いますが、本村の一番ここでふやしていかなあかん人口の層といいますと、やはり子育て世代、若者の世代というのが非常に減っておりますので、そこに重点を置かなければならないかと考えます。

そういった意味で考えますと、やはり産業、雇用等を外して考えることはできないのではないかと考えております。せっかく今回、官民協働の村づくりということで始めましたので、やはり産業界、商工業、林業、農業も含めて、しっかりそういうところまで入れて検討された方が、今後の、今、村長が言われましたビジョンをつくることに対しても効果を発揮するのではないかと考えますが、そのあたりの見解をお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今議会の一般質問を通じて、人口の減りぐあい、高齢者は大丈夫やが、真ん中辺が減ったよということも伺っておりますので、当然今言われたように、産業についても大切なことと思いますが、ただ今回の場合、それも含めてやるかどうかということがよいか悪いかは、また会議の中でもひとつ討議をしていただいたらいいかなと思います。

産業という面からは、一つだけ御報告いたしますと、フォレストスタイル事業を始めまして、もうすぐ2年になるわけですが、その中で、今度、三つの事業所が人手が足らんということで、3名フォレストスタイルの名前で募集をすることになりました。それぞれの事業所がそれによって、もっとふえてきても、事業をこなしていけるというふうにしたい、こういう御希望でございましたので、そういう募集をいたしますが、いずれにしても産業がしっかりして、ちょうど働き盛りの方々が一人でもふえてくれるということは非常に村としては宝物を得たようなものでございますので、ぜひとも

今後、いろんな会議の中、また議会の中でも、そういうことについて、ぜひとも皆さんの御指導を  
いただいて、頑張ってまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。昼食にします。午後は1時からとしたいと思いますが、チャイムが鳴  
ってから再開したいと思いますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩とします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、午前中の会議に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎報告第2号及び報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（安江祐策君）

日程第8、報告第2号 平成22年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程  
第9、報告第3号 平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議  
題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、報告第2号 平成22年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このこと  
について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を  
付して報告する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、財政健全化比率の一覧表でございます。

この比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標  
がございます。

初めに、一番左の実質赤字比率でございますが、一般会計を対象としました実質赤字の標準財政  
規模に対する比率でありまして、22年度は赤字ではありませんので、ハイフンになっております。

それから、その次の連結実質赤字比率につきましても、村の全会計を対象とした実質赤字の標準  
財政規模に対する比率でありまして、これも赤字ではございませんので、ハイフンになっておりま  
す。

3番目に、実質公債費比率は、村全体の会計と一部事務組合を対象としまして、一般会計が負担  
する元利償還金などの標準財政規模に対する比率でありまして、平成22年度におきましては、この  
3カ年で15.1%ということでございます。昨年と比較して1.6ポイント改善されております。

それから、一番最後の将来負担比率でございますが、村の全会計と一部事務組合を対象としまして、一般会計が負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率でございます。決算の数値は49.7%で、前年に比べまして22.6ポイント改善されております。

その次のページには監査委員さんからの意見がついておりまして、もう1枚めくっていただきますと意見書で、真ん中から下の個別意見のところそれぞれ四つの指標についての意見が出ております。それぞれ基準を下回っており、良好であるという個別意見を伺っております。

次に、報告第3号 平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、資金不足比率の一覧表でございます。

これは、公営企業会計ごとの資金不足の事業規模に対する比率でございます。簡易水道特別会計、下水道特別会計ともに資金不足はございませんので、ハイフンの表示となっております。

前の報告と同じように、後ろに監査委員さんの意見書がついております。この個別意見のところにも、それぞれ平成22年度は、簡水会計、下水道会計ともに資金不足状態ではなく、健全化の基準の20%と比較すると良好であるという御意見を承っております。以上でございます。

**○議長（安江祐策君）**

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、日程第8、報告第2号 平成22年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第9、報告第3号 平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

---

**◎議案第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（安江祐策君）**

日程第10、議案第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

**○総務課長（松岡安幸君）**

議案第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について。地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を別紙のとおり改正する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきますと一部改正がありますが、別冊で新旧対照表がございますので、そちらをごらんください。

上が改正案になっていまして、まず一つは組合の事務所ですが、従前は「岐阜市に置く」ということだけでしたが、「藪田南五丁目14番53号に置く」ということで、ふれあい会館の番地を上げさせておっていただきます。

それから、議会の組織ということで、「各郡町村会長9人」というところを、「岐阜県町村会が推せんする組合を組織する町村の長9人」というふうに変更するものです。県の町村会の方が今年度より、町村会の方の役員の選出方法ですけれども、郡の町村長会長から選ぶということから全町村長の中より選出するということになりました。郡の町村長会長以外の町村長が県の町村長会長に就任することも予想されることになりました。こっこの組合の方も町村長会長以外の町村長でも就任できるようにここの部分を改正したものでございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第11、議案第48号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第48号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成23年9月13日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきますと、変更計画が出ております。

過疎地域のこの計画につきましては、平成22年度から27年度の6年間の計画ですが、今年度は過疎債を充当しようとする事業をこの計画に追加しようとしているものです。ハード事業、ソフト事業、両方ございます。

この表の左の方に区分があって、変更前、変更後というふうになります。

2番の産業の振興のところでは、農産物の販売施設を1棟追加して2棟とするものです。これは野菜村の増改築事業をここでプラスしようとするものです。

それから、その下がソフト事業になりますけれども、ここで過疎地域自立促進特別事業と書いてありますが、これはソフト事業に当たるところです。農地の借り手に対する奨励交付金1反歩1万2,000円というのを追加するものでございます。

それから、区分の5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進というところで、せせらぎ荘のプリンター整備を追加するものでございます。

次のページへ行っていただきまして、同じ5のところの透析患者の通院支援、それから中核病院の通院支援を追加するものです。

それから、6の医療の確保のところではCTスキャナーの整備を追加するものです。

7の教育の振興では、中津川市にあります食と文化の館の備品の更新負担金を追加するものでございます。

次のページの区分10のその他地域の自立促進に関し必要な事項では、土砂災害のハザードマップの作成をこの計画に追加するものでございます。よろしく申し上げます。

#### ○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号及び議案第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第12、議案第49号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第50号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2件について、条例関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第49号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例について。東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例。東白川村防災センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改めるということで、別表に次の1号を加える。ハで、冠婚葬祭に使用する場合、22時から9時、5,000円をここに追加するものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

防災センターにつきましては、今まで夜の10時まで使用して、10時から朝までの通夜については使用することができませんでしたけれども、運営委員会、それから地域の皆さんの御要望もあり、今回、通夜ができるように、22時から9時までの時間帯に5,000円、同じ5,000円ですけれども、料金を取って行うというものでございます。

ちなみに午前の使用も5,000円、午後の使用も5,000円、それから夜間10時までですけれども、5,000円となっております。この22時から9時までも5,000円という設定にさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第50号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

次のページに条文が載っておりますけれども、新旧対照表の一番最後のページで説明させていただきます。

左側の別表第3のところですが、下の段に「生計の主たる者が村内で就業する場合には1万円控除する」というのが今までの条文にございますけれども、村内でなかなか就業の機会も得られないということで、これを廃止したいと思います。そうしますと、1万円家賃が上がることになりますので、別表第2の1ヵ月家賃「5万円」を「4万円」に変更させていただきたいと思います。

現在入居されていらっしゃる方の家賃につきましては変更はございませんし、柏本に2棟建設しておりますけれども、12月には完成する見込みですので、この条例の改正がお認めいただければ、その条件で募集を開始したいと思います。

条文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

**○議長（安江祐策君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 桂川一喜君。

**○2番（桂川一喜君）**

防災センターの設置条例について、1点だけちょっと御質問したいんですけど、使用目的が冠婚葬祭に使用する場合と限定されているようなんですが、この限定している部分について、ほかの目的との兼ね合いはどうなっているのかだけ、ちょっとお伺いしたい。

**○議長（安江祐策君）**

総務課長 松岡安幸君。

**○総務課長（松岡安幸君）**

夜間に使用する、恐らく10時から朝にかけて使用するということはほかのことではまずないということで、まずは通夜に使うということですので、このことにまずは押さえさせていただきました。ほかのいろんな御意見が出てくれば、また改正するということもあり得ると思います。よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（安江祐策君）**

2番 桂川一喜君。

**○2番（桂川一喜君）**

ちょっとしつこいんですけど、そうすると、冠婚があえて載っている部分について、条文としてはどうなんだろうということで、もうちょっとその部分だけ。

**○議長（安江祐策君）**

総務課長 松岡安幸君。

**○総務課長（松岡安幸君）**

ほかの使用といたしまして、営利に使用する場合とか、いろいろ出てくるとは思いますけれども、管理上、あまり営利とか、そういうのは、夜中だとか使っていただくと周りの方にも迷惑がかかる

というようなことがいろいろ出てくるかと思imasuので、すべてオーケーというふうにしますといろいろ問題が出てきますので、まずは冠婚葬祭ということにさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今の件でございますけれども、防災センターのみがこういう条例の中で今後こうされると、ほかに地域にも葬儀等に利用するあれもありますので、そういうところは従来の慣例からなかなか抜け出せないというのか、極端に言うとお通夜の場合はもちろん遺体があるわけですけど、そういうのはちょっとというのも地域によってはありますので、こういう条例ができましたら、地域にも発信して、まずはこういうことを柔軟に対応していますというようなこともある程度言ってもらいと、住民感情として、そういうふうになっていけるような形になりますので、その辺の配慮をお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

今の御質問は、もっとほかの地域にも宣伝をするということか……。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

条例として、こういうのができたので、ほかのところは指定管理というか、そういう中で、それぞれの地域で申し合わせ事項でやっていますので、そこまで清白ということはないですけど、防災センターが管理する中で、こういうことができるということになれば、地域も多少そういうことに柔軟に対応せざるを得んというか、右へ倣うというか、そういう形もとれると思いますので、もうこういうことになりましたということをちょっと何かのときにまた地域に発信してもらおうとありがたいなと思います。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

ほかの五加センターとか越原センターがございますので、皆さんに周知をしたいと思imasuし、村外に向けても周知をしたいと思imasu。それぞれのセンターには運営委員会とかがございますので、防災センターは今回こういうふうにして、村外へお金が流れていかないようにというようなこともありますので、地域のセンターもいろんなことを考えながら検討していただきたいと思いますので、またよろしくお願imasuします。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例についてから議案第50号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2件について、一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第50号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号から議案第55号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第14、議案第51号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から、日程第18、議案第55号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件について、補正関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第51号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成23年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億656万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,623万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法並びに既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成23年9月13日提出、東白川村長。

次の2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明は省略させていただきます、6ページに行ってくださいと思います。

6ページ、第2表 地方債補正。追加でございます。起債の目的は災害復旧事業です。後ほど補正で出てきます凍上災害債の分でございます。限度額が2,140万円、そこから右の方の起債の方法、利率、償還の方法につきましては今までの起債の内容と同じですので、朗読を省略させていただきます、その下の変更でございます。初めに、過疎対策事業債、限度額が1億1,600万円から1億2,200万円、600万円の追加でございます。一つは、官民協働の構築事業の起債500万円と、それからプレミアム商品券の発行支援の100万円、合わせて600万円を追加させていただくものです。それから、その下の臨時財政対策事業、限度額が8,000万円から8,730万円、730万円を追加するものです。これは発行の限度額が決まってきたためでございます。起債の方法とか利率、償還の方法につきましては変更ございませんので、省略させていただきます。

8ページ、9ページの総括につきましては省略させていただきます、10ページをごらんいただきたいと思います。

10ページの2の歳入。

11款2項3目の民生費負担金、補正額が14万5,000円でございます。養護老人ホームへの入所者の負担金でございます。日本ライン老人ホームへ1名、9月から入ることになりましたので、その負担分でございます。

次に、13款1項3目民生費国庫負担金、補正額が223万5,000円。二つございまして、一つは障害者自立支援の給付費負担金11万5,000円減額しまして、人工透析等の更生医療の国庫負担金235万円を追加するものでございます。

それから、11目災害復旧費国庫負担金、補正額が5,669万9,000円。一つは、農地・農業用施設の災害復旧費の負担金733万1,000円でございます。これにつきましては、昨年度の災害復旧に係る国庫の負担金で、今年度になって入ってくるものでございます。それから、その下の村道の災害復旧の国庫負担金4,936万8,000円、村道の凍上災害の国庫の負担金でございます。

次に、13款3項2目総務費国庫委託金、補正額が500万円の減額。緑の分権改革事業委託金500万円の減額ですが、当初予算では、官民協働の村づくり事業をここに充当する予定でしたけれども、この予算がつかなかったため、先ほど起債の方で言いましたけれども、過疎債の方に変えるものでございます。

次のページの14款1項3目の民生費県負担金、補正額が111万7,000円、障害者自立支援給付費負担金で、人工透析など更生医療の県費分でございます。

次の14款2項3目の民生費県補助金、補正額が159万6,000円。事業運営円滑化事業補助金5万2,000円でございますが、障害者自立支援システムの改修の補助金でございます。それから、事務処理安定化支援事業1万8,000円でございますが、これは障害者自立支援法の施行に伴いまして、事務処理に係る事務が定着するまでの間、支援する補助金でございます。その次の地域子育て創生事業補助金152万6,000円でございますが、岐阜県の子育て支援対策臨時特別基金事業で、後ほど出

てきますけれども、キッズコーナーとか、保育所の安心子ども基金文庫などを設置するための補助金でございます。

16款1項1目の一般寄附金、補正額が2万円でございます。ふるさと企画から3万円いただきました。当初予算で1万円見ていましたので、補正額が2万円となります。これは、マイウッド・ツ一の出資をしていました分のこちらへ戻ってくる部分でございます。

2目の指定寄附金は12万円の補正額です。社会福祉施設整備指定寄附金ということで、栃山の安江保さんから7万円、多治見市の島倉和夫さんから5万円の寄附をいただいたものです。

次のページの17款2項4目の介護保険特別会計繰入金、補正額が85万3,000円でございます。介護保険の方からの前年度の繰入金の精算返還金でございます。

次の18款1項1目繰越金、補正額1,125万6,000円、前年度からの繰越金でございます。

19款3項1目貸付金元利収入、補正額が249万8,000円でございます。東白川村長期宿泊体験協議会の運転資金貸付金の返還金の部分でございまして、貸付金の予算は後ほど歳出の方で出てきます。

19款4項4目雑入、補正額32万6,000円で、社会福祉協議会の委託事業の前年度精算金でございます。ホームヘルプサービスとデイサービス事業の精算でございます。

20款1項2目総務債、補正額500万円、官民協働村づくり体制の事業でございます。

7目商工債100万円、プレミアム商品券の発行支援事業でございます。

11目の災害復旧債が2,140万円、土木施設災害復旧事業でございます。これは、先ほどの凍上債に係るものです。

13目臨時財政対策債が730万円の補正額でございます。

次に、歳出でございますが、14ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費、補正額が6万6,000円。議会事務局費で6万6,000円、議会報の発行費となっております。今まで議会報はA3の両面1枚でございましたが、一般質問等、皆さんが多く質問されて、紙面の方も足らなくなってきたということで、A3の両面を2枚、またはA4の8ページ立てになるかと思いますが、その分を補正するものでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額が66万6,000円でございます。総務一般管理費で66万6,000円、施設修繕料45万6,000円ありますが、2件ありまして、村民センターの階段のタイルの張りかえと、あとは今、教育委員会が行っております図書室の冷暖房のファンコイルを2基設置するものでございます。合わせて45万6,000円でございます。工事請負費では、防犯灯設置工事21万円でございますが、LEDの蛍光灯の試供品をいただいたものが二つありまして、それを試験的にこの役場の裏の駐車場の方の道路に2基つけて、夜の防犯の方に活用したいと思っております。

それから、2目の文書広報費12万6,000円の補正でございます。広報広聴活動費で、編集用ソフトを購入するものでございます。これは広報だけではなく、議会報の方でも併用して使わせていただくものでございます。

5目の財産管理費35万5,000円、庁用車管理費で庁用車の修繕ということで、CATVの広報車のミッションが壊れてしまいましたので、その乗せかえ修繕をするものでございます。

6目の企画費70万5,000円、日本で最も美しい村推進事業でございます。10月8日に北海道の赤井川村での総会で承認を得た後、正式な加入になりますけれども、11月13日の秋フェスタの会場において、美しい村のフォトコンテストやら、協定集落の写真展示、それから美しい村の宣言などを行いたいと考えております。それから、名刺の台紙等もここで作成をしておきたいと思っております。

10目の地域情報化事業費で補正額が228万5,000円。CATVの一般管理費で5万9,000円でございます。これは研修負担金ということで、10月28日から30日ですけれども、NHKの研修センターの方へ職員が研修に行って、企画とか撮影とか編集、原稿までの研修を受けさせたいというものです。それから、CATVの審議会等開催費1,000円の追加でございますが、一つは、番組審議会委員の報酬が要らなくなりましたので、その減額。それから、下の旅費と使用料につきましては、情報基盤の施設管理運営協議会で長野県の豊丘村を視察したいということで、その視察の費用でございます。続きまして、CATVの維持管理費222万5,000円ということで、初めに消耗品のところにつきましては、スタジオのモニターの地デジチューナーを購入するものでございます。障害などが発生したときに迅速な対応をするため、購入するものです。それから、修繕料と工事請負費につきましては、伝送路のアンプ修繕と伝送路の工事請負費、障害が起きたとき、すぐに対応ができるよう予算確保をさせてもらうものです。それから、一番下の備品購入費につきましては、告知端末機の雷の被害の部分の端末機を購入させていただくものです。

次の16ページの2款1項2目の賦課徴収費、補正額が43万3,000円でございます。賦課徴収費で43万3,000円。初めに、消耗品につきましては、総合行政情報システムの導入に伴います新様式の購入、それから委託料につきましては、口座振替の古いデータをチェックするために委託をするものでございます。それから、村税の還付償還金20万円でございます。

2款5項の1目統計調査費、補正額が2,000円で、統計一般のところ不足額を補正させていただくものです。

それから、3款1項1目住民福祉費で補正額4,000円で、住民福祉費4,000円でございます。老人保健の過年度給付金の精算の返還金でございます。

次の2目の福祉医療費77万3,000円の補正でございます。ここにつきましても、前年度の福祉医療費の精算ということで、県へ返すものでございます。

3目の保健福祉費614万8,000円、初めに保健福祉費一般で12万円ということで、寄附を2人いただきました。12万円を社会福祉費の基金へ積み立てるものでございます。次に障害者自立支援事業602万8,000円、委託料につきましては、これは新しいサービス、同行支援サービスといいますけれども、それができたために改修をするものでございます。それから負担金、補助のところの事務処理安定化支援事業ということで、入所者の施設の移動によりまして補助対象者ができたということです。県立陽光園とか、ひまわりの丘第3学園に見える方への支援でございます。それから、扶助費が447万円ということで、人工透析などで、今まで生活保護から出ていたものが、今度更生医療の対象になったということで、こちらへ変わるものでございます。それから、その下の償還金、利子及び割引料148万円ほどございますが、これは前年度精算の返還金でございます。次のページに

それぞれのっております。

4目の老人福祉費、補正額113万4,000円、老人ホーム入所措置事業でございます。日本ライン老人ホームへ9月から1名入所ということです。それから地域支え合い、24時間支え合い・みまもり地域巡回・訪問事業ということですが、2級課程のヘルパー研修につきましては、最初の予定では村の直轄の予定でございましたが、それではできないということで、委託費の方へ組み替えをさせていただくもので、補正額はゼロで、組み替えでございます。

次の3款2項1目の児童福祉総務費、補正額152万9,000円。キッズコーナーの整備が98万円でございます。地域子育て創生事業補助金を活用して、公共施設におむつの交換台とかキッズコーナーを設けるもので、おむつの交換台につきましては、はなのき別館のトイレ、それからはなのき会館のトイレ、役場1階のトイレの3ヵ所でございます。それから、子育て支援の備品でございますが、はなのき別館のふれあいホールと、図書館の方へプレイサークルとか、図書などを備えるものでございます。それから、その下の保育所「安心子ども基金文庫」設置事業54万9,000円でございますが、これも上のキッズコーナーと同じ補助金を受けるものでございますが、みつば保育園の方にテーブルとか、いす、フロアマット、図書などを整備するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額が164万3,000円。保健衛生総務費の一般で診療所の特別会計へ繰り出すものです。これは視察のときにちょっと見ていただきましたけれども、病院裏の外構の修繕部分でございます。それと、高圧の受電設備も古くなって、修繕の必要があるということで、両方合わせて164万3,000円の繰り出しでございます。

6款1項3目の農業振興費、補正額が52万6,000円の減額でございます。園芸振興対策で73万3,000円の減額。トマト選果場の方の整備事業が終わりまして、減額をするものでございます。それから、茶業振興対策事業で15万円の追加です。ことしもT-1グランプリが開催されることになりました。11月3日の白川町のふるさと祭りにおいて行われますが、村の茶業振興会を通じまして、そちらへ補助をするものでございます。次の20ページの農業振興費各種補助金負担金5万7,000円、中濃地域農業共済組合の負担金で、額の確定により増額するものです。

5目の山村振興事業費249万8,000円の追加。子ども農山村交流プロジェクト事業でございます。長期宿泊体験協議会の運転資金の貸し付けでございます。この協議会では、今年度公募していました食と地域の交流促進対象交付金の出した計画が内定をされました。しかし、この協議会には運転資金がないため、村から一時的に資金の貸し付けをして事業展開をするものです。それで、これに対する補助金は年度末しか入ってきませんので、その補助金が入ってきたら、今度は村へ返していただくというようなことで、先ほどの収入の方にもこれの貸付金の収入が上がっていたかと思いません。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額が100万円、地域産業活性化対策事業ということで、これはプレミアムつき商品券の追加発行分でございます。

8款1項1目の土木総務費16万9,000円の追加でございます。土木総務費一般で、委託料と使用料それぞれございますが、土木の方のCADシステムがほかのパソコンでも使用できるように今回

この補正でさせてもらって、災害復旧等の事務の効率を上げたいというものでございます。

8款2項1目の道路橋梁維持費、補正額が700万円、村道の維持修繕工事など、大沢西線等9路線の修繕工事を予定しております。

8款3項1目の住宅管理費で、補正額1万6,000円、清流荘の消防施設の点検の委託でございます。1万6,000円でございます。

22ページの8款4項1目の河川砂防費、補正額が50万円、河川の維持修繕工事でございます。中通の新田久男さん宅横の手掛岩谷の護岸修繕でございます。

次に、9款1項1目非常備消防費の補正額が342万円、消防総務費で消防団員の公務災害補償掛金でございます。東日本大震災によりまして消防団員の死者・行方不明者が251名ということで、そのうち多くの方が公務中であったということです。その補償を確実にするために、この23年度に限り特別掛金を支払うというものでございます。なお、これによってふえた分につきましては、特別交付税で措置されるということでございます。

10款1項1目の教育委員会費、補正額が8,000円、教育委員会費で8,000円でございます。教育委員の教育委員必携とか、教育委員バッジの購入を予定しております。

次の10款3項1目の学校管理費、補正額3万5,000円でございます。中学校のランチルームの休憩室にデジタルテレビを1台更新させていただくものです。

10款5項1目保健体育総務費、補正額が9万円。ここにつきましては、旅費、負担金がございますけれども、11月10日から11日にかけて東京体育館で全国スポーツ推進委員研究協議会があるため、それに参加する旅費と負担金を計上するものでございます。

2目の保健施設管理費11万6,000円の補正でございます。これは総合運動場のテニスコートに砂を整備するものでございます。

次の24ページ、11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額が7,637万円でございます。村道の補正につきましては、低温によりまして凍上災害の査定、6路線、約12カ所を受けまして、その6路線とも凍上災の対象となりましたので、今回この工事費、事務費を計上させていただきました。対象路線としましては、向山線、神土角領線、上親田線、西洞本線、親田線、栃山線というふうになっておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

#### ○村民課長（安江清高君）

議案第52号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,048万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億96万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年9月13日提出、東白川村長。

次のページの歳入歳出予算の総括表は朗読を省略させていただきます。

5ページから説明させていただきます。

5ページの歳入ですけれども、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、補正額322万9,000円の減額です。

1款1項2目退職被保険者国民健康保険税は78万円の増額でございます。これらは保険税の本算定により額が確定してきましたので、補正をさせていただきます。

それから、10款1項1目繰越金、補正額1,293万円、前年度繰越金の増でございます。

次のページへ行っていただきまして、歳出の方ですが、10款1項3目の償還金、補正額1,048万1,000円。これは、国庫から交付された療養給付費交付金と出産育児一時金の交付金がありますけれども、その精算ということで、1,048万1,000円を国に返還するものでございます。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

次に、次のページですが、議案第53号 平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,517万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年9月13日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます。

4ページの総括表も省略させていただきます。5ページの事項別明細書の歳入から説明いたします。

7款1項1目繰越金、補正額254万8,000円の増、前年度繰越金の増でございます。

それから、歳出ですが、7款1項2目給付費償還金、補正額203万9,000円。前年度の給付費の償還金で、国庫、支払基金、県費、村の一般会計へそれぞれ返還するものでございます。

7款1項3目交付金償還金、補正額50万9,000円。これも地域支援交付金の償還金で、国と支払基金、県、一般会計へそれぞれ返還するものでございます。

一般会計繰入金の返還金は二つ足しますと85万5,000円になりまして、一般会計の歳入の方では85万3,000円になっておりますけれども、これは、こちらの介護保険の会計の歳出は1,000円未満の端数が切り上げになっておりますし、一般会計の方の歳入は1,000円未満の端数は切り捨てになっておりますので、誤差が生じているものでございます。

介護保険特別会計は以上でございます。

議案第54号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,741万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年9月13日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます。

4ページの事項別明細書の総括も省略させていただきます。5ページの歳入ですが、3款1項1目繰越金、補正額274万6,000円、前年度繰越金の増でございます。

6ページにまいりまして、歳出。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額232万7,000円の増額。東白川簡易水道事業認可設計書変更委託料と書いてありますが、東白川簡易水道につきましては認可人口が2,947人で認可を受けておりまして、その設計書を国に提出しておりますけれども、今回の国勢調査で人口が2,515人に減少しておりますので、1割以上減っております。経費の変更届を出さないと、今後の国庫補助金が受けられないということで、コンサルタント会社に変更設計の委託をするものでございます。

それから、3款1項1目施設維持管理費、補正額41万9,000円の増。需用費の修繕料ですけれども、二つございまして、グラウンド上の地点の配水管の空気弁が破損しております。これの交換と、大明神浄水場の色度計の修繕の2点でございます。以上でございます。

#### ○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

#### ○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第55号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,561万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年9月13日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から4ページの事項別明細書、1. 総括までを省略し、5ページの2の歳入から朗読を申し上げます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額164万3,000円、説明欄にあります一般会計繰入金でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額10万円、診療所指定寄附金ということで、中谷の安江美好氏より10万円を寄附されたものを予算化するものでございます。

6ページで、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額164万3,000円。節の区分欄で15節工事請負費、8月26日に視察いただきました診療所の外構修繕工事112万円と高圧受電設備改修工事52万3,000円、合わせて164万3,000円を補正するものでございます。外構工事の方は、石積み36平米、舗装が28平米、側溝が3.3メートルとなっております。受電設備につきましては、キューティクル等が25年以上経過しておるといことで保安協会からの指摘を受けて、今回新たに補正により改修をするものでござい

す。

3款1項1目基金積立金、補正額10万円、25節の積立金で基金積立金、医療設備等整備基金への積み立てでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の歳出の15ページの一番下ですけれども、CATVの維持管理費で雷が鳴るたびに風物詩のようにこの支出があらわれてくるわけですが、たまたま被害の量というのが増減することによって補正で対応ということできょうまで来ているわけですし、今、協議会等で検討はしているものの、まだまだ端末を取っ払うところまでは当分の間見込みがない雰囲気ですが、これが今後毎回毎回補正でずうっといくということだと少し懸念を感じているところがありまして、実はこういうものを保険等とうまく組み合わせて、年間予算でしっかり支出を定額にしておきながら、修理をうまくやっていくような方向性というのが考えられる余地があるのかなのか、ちょっと御質問したいと思います。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

端末は非常に高く、毎回毎回補正をしていますけれども、私も、できる限りは当初予算である程度組んでおいて、すぐかえるようにしておきたいと思います。当初予算のこともありますので、はっきりはできませんけれども、上の伝送路の修繕工事などもすぐ対応しようと思うと、当初予算にある程度はないとかかれないかなというところがありますので、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

14ページの一般会計の一番下の企画費の日本で最も美しい村推進事業の件ですが、これはとりあえずの内定が決まり、加入も決定して、秋フェスタで発表というような機会だと思いますが、先ほど一般質問の方でもありましたが、各種団体が、この美しい村連合の加入によっていろいろかわることがあると思うんですが、それまでに各種団体がこういう事業にかかわることが一緒に話し合いながらやるのか、それとは別として、とりあえずこれは秋フェスタで加入のためのイベントとし

て行うのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

まず、そこまで深くまだ動いておりませんが、例えばふるさと企画などにしますと、お客様を呼ばってくるときに、やはり日本で最も美しい村連合の冠をつけた呼び込みというか、それを企画されておるようです。まだ今の時点では、紹介前やもんで表立った動きはありませんけれども、これから新世紀工房の商品とか、いろんなことが出てくると思いますので、皆さんと協力して、いい方向へ持っていかなきゃならないと思っておりますので、また今後ともよろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今の質問に関連があるわけですが、入れば入っただけで、これからが大変だと思います。環境を整備するには、1年に1回の草刈り、河川清掃などは、1年に1回河川を整備すればそれでいいというものでもありません。来年度はそういったことにどの程度環境整備、ほかの事業、関連のことで予算がかかるかわかりませんが、村を維持していくためにはありとあらゆることが経費としてかかってくると思っておりますので、十分この半年間というか、来年の3月までの間にまた検討してもらって、当初予算でこれぐらいの予算でこういうことをやりたいということの計画を今から練っておってもらいたいと、そういうふうに思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

これからのことでございますので、しっかり計画を立てたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第55号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件について、一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第55号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間、暫時休憩とします。

午後2時12分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、再開いたします。

◎議案第56号から議案第58号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第19、議案第56号 財産の取得についてから、日程第21、議案第58号 財産の取得についてを一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

議案第56号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成23年9月13日提出、東白川村長。

記、1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、スクールバス1号車。数量、1台。設置場所、東白川村神土中通地内。2. 取得の目的、僻地児童・生徒援助費補助事業により整備するスクールバスの取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,491万1,703円。5. 購入先、東白川村越原1009番地2 有限会社ウィズドライブ。

続きまして、議案第57号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成23年9月13日提出、東白川村長。

記、1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、スクールバス2号車。数量、1台。設置場所、東白川村神土中通地内。2. 取得の目的、僻地児童・生徒援助費補助事業により整備するスクールバスの取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,488万7,845円。5. 購入先、東白川村神土581番地8 今井自動車サービス 今井正英。

これについても、理由は先ほどと同様でございますので、省略させていただきます。

続きまして、議案第58号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法

第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成23年9月13日提出、東白川村長。

記、1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、スクールバス3号車。数量、1台。設置場所、東白川村神土中通地内。2. 取得の目的、僻地児童・生徒援助費補助事業により整備するスクールバスの取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、674万1,000円。5. 購入先、東白川村神土582番地6 株式会社古田オート。

この3号車につきましては、今後契約しようとする予定価格が700万円を切っておりますが、先ほど説明しましたように、入札のいかんにかかわらず、入札前の予定価格が700万円以上でございますので、今回提案させていただいているものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 財産の取得についてから議案第58号 財産の取得についてまでの3件について、一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 財産の取得についてから議案第58号 財産の取得についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

---

◎同意第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第22、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白

川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成23年9月13日提出、東白川村長。

記、氏名、今井明生。生年月日、昭和29年9月9日生まれ。住所、東白川村五加1482番地5。

今井明生氏につきましては再任でございます。5名の教育委員において、本年9月30日に任期が満了する委員があり、次の任期における教育委員の任命につき議会の同意をお願いするものです。

五加大沢の今井明生氏は、平成19年より現在まで1期4年間、教育委員として尽力いただいております、引き続き次期もお願いするものです。今井氏は、PTA会長や子ども会育成会長などの経験から、今期も教育の重要性を十分に認識して、着実な委員活動をいただいております、適任者でございます。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

#### ○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（安江祐策君）

日程第23、同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

#### ○村長（安江眞一君）

同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白

川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成23年9月13日提出、東白川村長。

記、氏名、古田公平。生年月日、昭和24年10月24日生まれ。住所、東白川村神土450番地4。

古田公平氏は、田口政春教育委員の後任として任命したいものです。

田口政春氏におかれましては、平成7年10月から4期16年の長きにわたり教育委員をお務めいただき、委員の重鎮として大所高所からの御指導を賜りました。引き続きお力添えをいただきたいところでございますが、御本人の強い退任の申し出があり、承諾いたしました。長年の御尽力に感謝と敬意をあらわすものです。

後任の神土西洞の古田公平氏は61歳で、豊かな経験と広い見識からのお力添えをいただけるものと存じます。また、古田氏は中学校PTA会長や学校評議員、そして体育指導委員や体育推進委員など教育関係の各種役職の御経験も豊富で、教育委員に適任であると存じます。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願い申し上げます。

#### ○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎認定第1号から認定第8号までについて（提案説明）

#### ○議長（安江祐策君）

日程第24、認定第1号 平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第31、認定第8号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

#### ○村長（安江眞一君）

認定第1号 平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

認定第2号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成22年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

認定第3号 平成22年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。平成22年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

認定第4号 平成22年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成22年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

認定第5号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成22年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

認定第6号 平成22年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成22年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

認定第7号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。平成22年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

認定第8号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成23年9月13日提出、東白川村長。

続いて、平成22年度決算説明書を説明いたします。

#### 平成22年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成22年度一般会計並びに特別会計7会計の決算認定議案を提出し、平成22年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

平成22年度、我が国経済の景気は穏やかに回復していくと期待されましたが、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、先行きの不透明感が強まりました。こうした経済状況は本村の経済にも大きな影を落としており、農林業、商工業とも大変な状況であると認識しております。

22年度は、こうした状況に対して実施された国の緊急経済対策を受けて、地方公共団体が地域の実情に応じて活用できるきめ細やかな交付金により、村道修繕工事やせせらぎ荘及び診療所診療棟の空調設備並びに簡易水道設備の更新、小・中学校体育館の改修工事などを、また経済危機対策繰越事業により村道補修と定住促進を目的とした村営住宅整備を実施いたしました。

同じく、緊急経済対策として打ち出された住民生活に光をそそぐ交付金では、図書室の機能拡張を計画し、全額を23年度に繰り越しいたしました。ソフト事業では、新たな取り組みとして、東白川村定住促進条例により、Uターン者等への住宅改修費助成、出産祝い金の交付、インフルエンザ予防接種等の無料化事業などを実施いたしました。

7月15、16日に発生した農地災害等では、幸いにも人的被害はなく安堵したところですが、最近の異常気象によるゲリラ的集中豪雨の恐ろしさを改めて痛感した災害でありました。

その他、各事業については順調に実行できたことにつきまして、議会の皆様を初め、村民各位の多大なる御尽力に感謝申し上げ、以下、決算について、その大要を申し述べます。

### 第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	27億4,702万5,423円
		同		歳出総額	21億7,129万9,543円
		同		差引残額	5億7,572万5,880円
	国民健康保険	特別	会計	歳入総額	4億920万3,427円
		同		歳出総額	3億5,175万7,720円
		同		差引残額	5,744万5,707円。
	老人保健	特別	会計	歳入総額	722万4,486円
		同		歳出総額	722万4,486円
		同		差引残額	ゼロ円。
	介護保険	特別	会計	歳入総額	2億4,020万4,025円
		同		歳出総額	2億1,884万1,007円
		同		差引残額	2,136万3,018円
	簡易水道	特別	会計	歳入総額	1億6,093万6,971円
		同		歳出総額	1億5,145万9,659円
		同		差引残額	947万7,312円
	下水道	特別	会計	歳入総額	2,347万4,939円
		同		歳出総額	2,061万3,724円
		同		差引残額	286万1,215円
	国保診療所	特別	会計	歳入総額	3億1,925万6,408円
		同		歳出総額	2億8,155万7,742円
		同		差引残額	3,769万8,666円
	後期高齢者医療	特別	会計	歳入総額	3,345万613円

	同	歳出総額	3,271万6,546円
	同	差引残額	73万4,067円
特 別 会 計 合 計		歳入総額	11億9,375万869円
	同	歳出総額	10億6,417万884円
	同	差引残額	1億2,957万9,985円
総	額	歳入総額	39億4,077万6,292円
	同	歳出総額	32億3,547万427円
	同	差引残額	7億530万5,865円

## 第2 一般会計

平成22年度予算は、年度中途の補正や繰り越し事業を加えた最終予算総額は23億6,452万7,000円で、前年度対比15.0%減となりました。

決算では、歳入歳出差引残高から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、前年度より多い4億9,837万7,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税は、村民税個人分等の減により前年度より少ない2億378万2,000円となっております。

また、未納額2,484万円となり、前年度より若干少なくなりましたが、滞納整理につきましては鋭意努力をいたしております。

分担金・負担金は前年度より357万7,000円減となりましたが、これは主に保育料の減額が影響しています。

使用料及び手数料は前年度より130万円増となりましたが、これは主に住宅使用料と可燃ごみ袋代収入がふえたためです。

寄附金はほぼ横ばいですが、前年度より54万6,000円減となりました。

財産収入は前年度より316万7,000円減となりましたが、これは村有林売り払い収入が減ったためです。

諸収入は前年度より324万9,000円増となりましたが、これは主に県町村会からの臨時交付金があったためです。

繰入金は、繰越金を含めた自主財源の総額は7億4,359万2,000円で、歳入総額の27.1%となり、前年度より13.2%増となっております。

次に、依存財源に注目してみますと、歳入全体の49.6%を占めます地方交付税は、地方再生対策費と雇用対策・地域資源活用臨時特例費が別枠で交付されたため、前年度より4,648万6,000円増となりました。

地方譲与税や各種交付金はほぼ横ばいで、前年度より48万3,000円増となりました。

国庫支出金は、前年度より1億9,797万8,000円の大幅な減となりましたが、これは平成21年度に行った小学校大規模改造事業に係る補助金や、国が経済対策として行った五つの地域活性化交付金などが完了したためですが、子ども手当負担金や農林水産施設災害復旧負担金などはふえておりま

す。

県支出金は前年度より1,116万3,000円増となりましたが、これは主に認知症地域支援構築事業補助金や作業道整備補助金の採択を受けたためです。

村債は前年度より1億5,200万円減となりましたが、これは主に平成21年度に実施した小学校大規模改造事業が完了したためです。

依存財源の総額は20億343万3,000円で、歳入総額の72.9%となり、前年度より12.7%減となっています。

次に歳出では、決算総額21億7,129万9,000円で、前年度より15.5%減となりました。

このうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は合計で前年度より0.2%減となりました。

繰り出し金は前年度より11.4%減となりましたが、国保診療所会計と簡易水道会計で施設整備に係る繰り出しが減少したためです。

投資的経費は、小学校大規模改造事業や地域活性化交付金事業が完了したため、前年度より58.7%減となりました。

積立金と投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、財政調整基金で1億円を積み立てましたが、平成21年度に約1億5,000万円の積み立てを行っていたため、前年度より32.9%減となりました。

以上が一般会計の決算概要です。

### 第3 国民健康保険特別会計

収入では、県支出金が1,364万5,000円増、前期高齢者交付金が3,947万9,000円増となりましたが、被保険者数の減に伴い、保険税は前年度より494万8,000円減、国庫支出金が896万6,000円減、療養給付費交付金が229万2,000円減、共同事業交付金が401万6,000円減となり、全体では前年度より752万2,000円多い4億920万4,000円となりました。

保険税収納率は、現年度分は96.4%で、前年度より0.2ポイント上がりましたが、過年度分は10.2%で、3.1ポイント下がっております。この滞納整理につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の63.7%を占める保険給付費は前年度より1,017万4,000円増で、前年度より4.8%増となりました。歳出全体では、保険給付費、介護納付金、共同事業拠出金等は増となりましたが、老人保健拠出金、基金積立金等が前年度より減額となり、総額で0.1%減となりました。

### 第4 老人保健特別会計

本会計は、被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、平成19年度で事実上終了し、過誤調整期間として会計が残っていましたが、22年度末で閉鎖しました。

歳入では、その主な財源は繰越金であり、前年度より452万4,000円少ない722万4,000円となりました。

歳出決算額は、残額すべてを一般会計に繰り出したため、前年度より269万5,000円多い722万4,000円となりました。

### 第5 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は22年度末で139人となり、前年度より17人増となりました。

歳出全体の87.1%を占める保険給付費は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の増加により1億9,058万6,000円で、前年度より9.5%増となりました。

歳出決算額は、総務費や地域支援事業費は減となったものの、保険給付費の増加で前年度より1,764万5,000円多い2億1,884万1,000円となりました。

## 第6 簡易水道特別会計

22年度は、きめ細やかな交付金を活用し、大明神浄水場次亜注入装置の改造、前処理装置の原水弁・ろ過池電動弁の更新を行うとともに、大明神浄水場前処理機のろ過砂入れかえ工事及び、前年度に続いて県営中山間地域農村活性化総合整備事業の宮代集落農道工事に伴う水道管布設がえ工事等を行い、施設の維持管理に努め、安全で清浄な水道水を御利用いただけるよう努力いたしました。

歳出決算額は、総務費及び簡易水道事業費の減で、前年度より2,727万円少ない1億5,146万円となりました。

## 第7 下水道特別会計

宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行いました。

歳出決算額は、総務管理費の増で、前年度より39万1,000円多い2,061万4,000円となりました。

## 第8 国保診療所特別会計

国保診療所特別会計は、病院会計から移行して3年目で、診療所化に伴い、収支の改善を図る目的で取り組んできました看護師研修は引き続き2名を派遣しました。また、5月1日から療養病床を老人保健施設へ転換し、診療報酬収入の改善に努めました。

歳入では、外来収益と老人保健施設収益等の医業収益は全体の54.0%を占め、きめ細やかな交付金繰り越し分を含む一般会計からの繰入金は8,338万円で、歳入全体では3億1,925万6,000円となりました。

歳出では、全体の64.1%を占める給与費は1億8,037万6,000円で、前年度より1.0%増となりました。歳出全体では、きめ細やかな交付金事業による診療所診療棟の空調設備改修工事を714万円で、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業による附属介護老人保健施設のスプリンクラー設置工事を850万5,000円で実施して、施設の充実に努めましたが、医療機器等の整備事業費が減少し、前年度より1,398万5,000円少ない2億8,155万8,000円となりました。

## 第9 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから3年が経過しました。22年度末受給者数は前年度末より7人ふえ、638人となりました。

歳入では、保険料と繰入金で92.7%を占め、歳入全体で3,345万1,000円となりました。

歳出では、95.3%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が3,118万2,000円で、歳出全体で3,271万6,000円となりました。

## 第10 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げ

ます。

財政については、財政健全化法による四つの指標の改善に留意して運営した結果、実質公債費比率は22年度単年度では13.8%となり、3年間平均では15.1%となり、算出が始まった平成18年度以来、年々改善しております。

また、第三セクターや事務組合の将来の債務負担等も計算に入れて算出する将来負担率も49.7%であり、健全であるという判断です。また、財政調整基金も1億円積み立てし、積み立て残高は5億8,000万円とすることができました。この基金については、災害等不測の事態に対応できる体力をつけるため、標準財政規模の2分の1相当である8億円を新たな指針としましたので、計画的に積み立てを実施してまいります。なお、財政については、今後も引き続き健全化に取り組んでまいりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いします。

以下、各課別に報告してまいりますと、総務課では、第四次総合計画後期基本計画の見直しを行い、人口減少に歯どめをかける戦略の推進を重点に平成26年度までの4年計画を作成しました。また、地域活性化交付金の円滑な事業実施に全庁を挙げて取り組みました。

情報通信関係では、アナログ自主放送番組をデジタル化する事業を実施し、地デジ化の対策を行ってまいりました。

小水力発電実現化事業については、21年度の調査と検討を踏まえて、中学校前の平用水を利用して小水力発電装置を設置し、事業の啓発を行いました。

村民課では、課題となっています滞納対策については、村税等滞納対策連絡会議の検討をもとに、徴収嘱託員を引き続き設置し、滞納額の増加防止に努めるとともに、県税担当職員と共同で滞納整理を行う併任制度への取り組みを検討し、23年度から実施することにしました。また、環境対策としての新規事業で住宅用太陽光発電システム設置補助金交付制度を実施し、5件、54万2,000円の補助を行いました。住宅対策では、経済危機対策交付金繰り越し事業で木曾渡に建築していた定住促進住宅2戸が完成いたしました。

産業建設課では、農業振興について、5年間の継続事業で2年目となる耕作放棄地対策事業を実施し、22年度は10アール当たり2,000円増額し、1万2,000円の奨励金を交付し、48件、321万3,000円の補助を行いました。中山間地域等直接支払推進事業は第3期対策が始まり、今までの東白川方式を見直し、共同取り組み活動で50%以上、農家個別配分を50%未満に改めました。

林業振興では、新規事業の路網整備地域活性化事業を活用し、大正洞線、母樹林線及び香良洲線の3路線を1,421万9,000円で開設いたしました。森林整備地域活動支援交付金事業は、第2期5ヵ年計画の4年目として、境界の明確化や崩土除去等の事業に対し約2,306万円を6団地に交付いたしました。

商工振興では、国の経済対策である緊急雇用対策で山林の整備加速化事業及び道路河川の景観整備委託事業等で約1,925万円の事業を実施いたしました。

また、フォレストスタイル事業は、平成21年度に地域ICT利活用モデル構築事業によりフォレストスタイルシステムの構築を完了するとともに、実質的な受注活動ができる体制が整い、工務店持ち込み

を含めて17件、4億6,355万円の契約を行うことができました。

土木総務費では、新たな取り組みとして、身近な公共集会施設などを住民みずから修繕する場合に資材などを助成する東白川村公共施設等自主修繕事業を実施し、10件、101万5,000円を区及び自治会に助成いたしました。

村土保全維持関係では、地籍事業を下親田地区及び大明神地区で継続して事業を行いました。また、地域活性化交付金等を活用し、村道改良と舗装修繕工事、土地改良施設の補修整備、橋梁長寿命化修繕計画策定事業を実施いたしました。

教育委員会では、小学校プール改修工事を総額2,883万円で完成することができました。また、地域活性化交付金等を活用し、みつば保育園屋根改修工事、小・中学校体育館改修工事などを実施し、教育環境を大きく改善整備することができました。

地域医療センターでは、安心・安全な村づくりの推進を初め、障害者福祉、高齢者福祉等の事業を着実に推進するとともに、地域活性化交付金等を活用し、介護老人保健施設のスプリンクラー設置工事、せせらぎ荘及び診療所診療棟の空調施設改修工事を実施しました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体、並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。決算説明といたします。平成23年9月13日、東白川村長。

**○議長（安江祐策君）**

会計管理者 安江誠君。

**○会計管理者（安江 誠君）**

そうしましたら、別冊の平成22年度東白川村決算書の説明を申し上げます。資料の方をごらんいただきたいと思います。

2ページでございます。

平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款村税、予算現額1億9,806万8,000円、調定額2億2,992万9,308円、収入済額2億378万1,729円、不納欠損額130万6,936円、収入未済額2,484万643円。予算現額と収入済額との比較571万3,729円でございます。

以下、款の収入済額を説明させていただきますので、お願いしたいと思います。

2 款地方譲与税3,116万5,021円。

3 款利子割交付金80万4,000円。

4 款配当割交付金34万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金10万円。

6 款地方消費税交付金2,710万2,000円。

7款自動車取得税交付金884万8,000円。

8款地方特例交付金、収入済額でございます。680万3,000円。

9款地方交付税13億6,318万7,000円。

10款交通安全対策特別交付金49万4,000円。

11款分担金及び負担金1,661万191円。

12款使用料及び手数料6,990万8,478円。

13款国庫支出金 2億1,350万944円。

14款県支出金 1億4,528万7,088円。

15款財産収入865万9,117円。

16款寄附金239万9,000円。

17款繰入金773万2,061円。

18款繰越金 3億8,181万867円。

19款諸収入5,268万7,927円。

20款村債 2億580万円。

歳入の合計でございます。予算現額が23億6,452万7,000円、調定額が28億3,793万6,149円、収入済額が27億4,702万5,423円、不納欠損額が130万6,936円、収入未済額が8,960万3,790円、予算現額と収入済額との比較が3億8,249万8,423円でございます。

続きまして、一般会計、歳出でございます。

1款議会費、予算現額3,278万4,000円、支出済額3,229万8,098円、翌年度繰越額、なし、不用額48万5,902円、予算現額と支出済額との比較48万5,902円でございます。

以下、支出済額を中心に説明させていただきます。

2款総務費 5億8,047万8,871円。

3款民生費 3億1,785万5,629円。

4款衛生費 2億8,132万7,147円。

6款農林水産業費 2億1,097万3,189円。

7款商工費6,690万1,079円。

8款土木費5,787万9,207円。

9款消防費9,403万6,989円。

10款教育費 1億4,607万6,547円。

11款災害復旧費6,125万8,375円。

12款公債費 3億2,221万4,412円。

予備費、ゼロでございます。

歳出の合計額でございます。予算現額が23億6,452万7,000円、支出済額が21億7,129万9,543円、翌年度への繰越額が1億3,183万2,000円、不用額が6,139万5,457円、予算現額と支出済額との比較が1億9,322万7,457円でございます。

欄外へ行きまして、歳入歳出差引残額が5億7,572万5,880円でございます。この額が23年度への繰り越す金額となります。平成23年9月13日提出、東白川村長。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、収入済額を中心にお願いしたいと思います。7,282万3,060円。

2 款使用料及び手数料3万1,200円。

3 款国庫支出金7,251万2,982円。

4 款療養給付費交付金755万9,000円。

5 款前期高齢者交付金1億3,272万1,237円。

6 款県支出金2,616万6,328円。

7 款共同事業交付金2,617万317円。

8 款財産収入4万8,229円。

9 款繰入金2,077万4,006円。

10 款繰越金4,972万5,234円。

11 款諸収入67万1,834円。

歳入合計が、予算現額が3億9,013万4,000円、調定額が4億3,145万9,267円、収入済額が4億920万3,427円、不納欠損額が82万317円、収入未済額が2,143万5,523円、予算現額と収入済額との比較が1,906万9,427円でございます。

国民健康保険特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額をお願いします。1,219万6,901円。

2 款保険給付費2億2,402万8,085円。

3 款後期高齢者支援金等3,884万6,421円。

4 款前期高齢者納付金等6万7,398円。

5 款老人保健拠出金3,003円。

6 款介護納付金1,817万9,204円。

7 款共同事業拠出金4,027万1,631円。

8 款保健事業費210万2,712円。

9 款基金積立金5万円。

10 款諸支出金1,601万2,365円。

予備費、なしでございます。

歳出合計が、予算現額3億9,013万4,000円、支出済額3億5,175万7,720円、繰り越しなしで、不用額が3,837万6,280円、予算現額と支出済額との比較が3,837万6,280円でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が5,744万5,707円でございます。平成23年9月13日提出、東白川村長。

続きまして、24ページをお願いしたいと思います。

平成22年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款支払基金交付金、収入済額をお願いします。114円。

2 款国庫支出金、なし。

3 款県支出金、なし。

5 款繰越金721万9,089円。

6 款諸収入5,283円。

歳入合計が、予算現額が780万円、調定額が722万4,486円、収入済額が722万4,486円でございます。予算現額と収入済額との比較が△の57万5,514円でございます。

歳出でございます。

1 款総務費722万2,061円。

2 款医療諸費、なし。

3 款諸支出金2,425円。

予備費、なし。

歳出合計が、予算現額が780万円、支出済額が722万4,486円、繰り越しなしで、不用額が57万5,514円、予算現額と支出済額との比較が57万5,514円でございます。

欄外、歳入歳出差引残額はゼロでございます。22年度で閉鎖となります。平成23年9月13日提出、東白川村長。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款保険料、収入済額でございます。3,503万6,200円。

2 款使用料及び手数料、なし。

3 款国庫支出金5,426万6,000円。

4 款支払基金交付金5,802万6,000円。

5 款県支出金2,768万2,000円。

6 款繰入金3,242万9,242円。

7 款繰越金3,227万3,973円。

8 款諸収入47万900円。

10 款財産収入1万9,710円でございます。

歳入合計が、予算現額が2億2,650万円、調定額が2億4,048万3,525円、収入済額が2億4,020万4,025円、不納欠損額、なし、収入未済額が27万9,500円、予算現額と収入済額との比較1,370万4,025円でございます。

歳出。

1 款総務費602万9,203円。

2 款保険給付費 1 億9,058万6,081円。

4 款基金積立金698万1,080円。

5 款地域支援事業費332万6,624円。

6 款公債費、なし。

7 款諸支出金1,191万8,019円。

予備費はゼロでございます。

歳出合計へまいりまして、予算現額が2億2,650万円、支出済額が2億1,884万1,007円、繰越金なし、不用額が765万8,993円、予算現額と支出済額との比較が765万8,993円でございます。

歳入歳出差引残額が2,136万3,018円でございます。平成23年9月13日提出、東白川村長。

40ページをお願いいたします。

平成22年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款使用料及び手数料5,112万990円。

2 款繰入金8,980万9,500円。

3 款繰越金1,419万7,888円。

4 款財産収入2,293円。

5 款分担金及び負担金160万円。

9 款諸収入420万6,300円。

歳入合計でございます。予算現額が1億5,554万7,000円、調定額が1億6,129万9,424円、収入済額が1億6,093万6,971円、不納欠損額がなしで、収入未済額が36万2,453円、予算現額と収入済額との比較が538万9,971円でございます。

歳出でございます。

1 款総務費1,457万2,102円。

2 款簡易水道事業費1,091万5,800円。

3 款施設維持管理費1,713万5,794円。

4 款公債費 1 億883万5,963円。

5 款予備費、なしでございます。

歳出合計が、予算現額1億5,554万7,000円、支出済額1億5,145万9,659円、繰り越しなしで、不用額が408万7,341円、予算現額と支出済額との比較408万7,341円でございます。

歳入歳出差引残額が947万7,312円でございます。平成23年9月13日提出、東白川村長。

続きまして、46ページをお願いいたします。

平成22年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款使用料及び手数料745万5,600円。

2 款繰入金1, 427万3, 000円。

3 款繰越金174万6, 001円。

4 款財産収入338円。

歳入合計でございます。予算現額が2, 247万3, 000円、調定額が2, 347万4, 939円、収入済額が2, 347万4, 939円、不納欠損額、収入未済額はなしでございます。予算現額と収入済額との比較が100万1, 939円でございます。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。675万2, 130円。

2 款施設維持管理費460万80円。

3 款公債費926万1, 514円。

予備費、なし。

歳出合計が、予算現額が2, 247万3, 000円、支出済額が2, 061万3, 724円、繰り越しなし、不用額が185万9, 276円、予算現額と支出済額との比較が185万9, 276円でございます。

歳入歳出差引残額が286万1, 215円でございます。平成23年9月13日提出、東白川村長。

続きまして、52ページをお願いいたします。

平成22年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款診療収入、収入済額でございます。1 億7, 229万7, 931円。

2 款使用料及び手数料150万9, 827円。

4 款財産収入2, 058円。

5 款繰入金9, 039万8, 000円。

6 款繰越金3, 216万7, 817円。

7 款諸収入1, 366万5, 775円。

8 款寄附金71万円。

9 款国庫支出金850万5, 000円。

次のページの下へ行きまして、歳入合計が、予算現額2 億9, 653万円、調定額が3 億1, 963万5, 646円、収入済額が3 億1, 925万6, 408円、不納欠損額はなしでございます。収入未済額が37万9, 238円でございます。予算現額と収入済額との比較が2, 272万6, 408円でございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。3, 072万2, 346円。

2 款医業費2 億3, 874万5, 164円。

3 款基金積立金71万円。

4 款公債費1, 138万232円。

5 款予備費、なしでございます。

歳出合計でございます。予算現額2 億9, 653万円、支出済額が2 億8, 155万7, 742円、繰り越しな

しで、不用額が1,497万2,258円、予算現額と支出済額との比較が1,497万2,258円でございます。

歳入歳出差引残額3,769万8,666円。平成23年9月13日提出、東白川村長。

60ページでございます。

平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額でございます。1,661万2,100円。

2 款使用料及び手数料4,500円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金28万6,063円。

4 款繰入金1,440万9,848円。

5 款諸収入 33万2,335円。

6 款繰越金180万5,767円。

歳入合計が、予算現額3,569万5,000円、調定額が3,385万8,413円、収入済額が3,345万613円、不納欠損額が4万3,000円、収入未済額が36万4,800円、予算現額と収入済額との比較がマイナスの224万4,387円でございます。

次のページにまいりまして、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。124万9,403円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,118万2,533円。

3 款保健事業費28万4,610円。

4 款諸支出金、なし。

5 款予備費、なし。

歳出合計が、予算現額が3,569万5,000円、支出済額が3,271万6,546円、繰り越しなしで、不用額が297万8,454円、予算現額と支出済額との比較が297万8,454円でございます。

歳入歳出差引残額が73万4,067円でございます。平成23年9月13日提出、東白川村長。

以上でございます。

#### ○議長（安江祐策君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見についての報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

#### ○監査委員（安江正彦君）

そうしましたら、さっきの議案書の最後の方のページに意見書を載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。

平成22年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成23年9月13日提出、東白川村監査委員 安江正彦、同じく 安倍徹。東白川村長 安江真一様。

平成22年度決算審査意見書。

1. 審査の対象 平成22年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介

護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

2. 審査の時期 平成23年8月23日、24日の2日間。

3. 審査の方法 審査に当たっては、決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を行い、担当職員に説明を求め、決算計数の正確性、収支の合法性及び予算執行の妥当性の確認を行った。

4. 審査の結果 各会計とも決算は関係諸帳簿及び証拠書類とすべて符合し、正確かつ合法的に処理されており、財産の管理状況、予算執行も適切であったと認めます。

#### 5. 決算の概要

総括 平成22年度予算は、立村当時の人口の再現を目標に掲げ、将来村を「限界自治体」とさせないことを目標とし、地産地消を合い言葉に少子・高齢化社会に持続的に対応できる村づくりを基本とし、21年度の繰り越し事業とあわせて、積極的な予算編成が行われ、1. 産業活動が活発な「にぎわいのあるむらづくり」、2. 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさのあるむらづくり」、3. 安心して暮らせる「やさしさのあるむらづくり」、4. こころの「ゆたかさのあるむらづくり」、5. 健全な行財政運営に向けてを指した方針で策定された予算です。

厳しい財政状況の中ですので、費用対効果を念頭に行政サービスの取捨選択と「入りをはかり、出ざるを制す」の経済原則を加味しながら、予算の執行が行われました。

平成22年度の会計決算は、一般会計、歳入27億4,702万5,423円、歳出21億7,129万9,543円、差引残額5億7,572万5,880円。特別会計7会計で歳入11億9,375万869円、歳出10億6,417万884円、差引残額1億2,957万9,985円。合計、歳入39億4,077万6,292円、歳出32億3,547万427円、差引残額7億530万5,865円になります。

平成22年度の実質収支額は6億2,795万7,000円で、前年度と比較すると1億3,254万5,000円の増となっています。

昨年同様、多額の繰越金が出た主な理由は、地方交付税が予算計上額以上に確保できたことなどです。

実質公債費比率は、数年前の県下ワーストワンから脱却して、さらに健全化が図られているところですが、本年度の実質公債費比率（3年平均）は15.1%で、昨年の比率16.7%と比較すると1.6ポイント改善されています。なお、この比率の単年度を比較しても、20年度16.5、21年度15.3、22年度13.8%となっており、着実に減少しています。

また、他市町村と比較し少なかった財政調整基金も本年度は1億円を積み立てられ、5億8,000万円になり、当初の目標額を1億3,000万円ほど超過しています。

しかし、最近の異常気象により各地でゲリラ的な集中豪雨等が発生し、大規模な災害が発生しています。本村でも記憶に新しいところですが、災害復旧費には多額の費用を要することなどを考えると、一定の積み立ては必要と考えます。

国は、景気対策を進めるために大規模な補正予算を行い、村へも、きめ細やかな交付金、住民生

活に光をそそぐ交付金で多額の補助金が交付されましたが、年度後半であったため、事業の執行ができず、1億3,000万円余が繰越明許費で翌年度へ繰り越されています。

一方、村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合わせて5,794万2,000円で、前年度と比較して約75万円増加しています。村税、国民健康保険税、介護保険料、簡易水道料金、CATV加入負担金、CATV使用料、エコトピア住宅使用料、診療所診察料、保育料、後期高齢者医療保険料で滞納が発生しています。この額は、村全体の歳入となるべき額の1.4%に当たります。

村では、参事を議長とした村税等滞納整理対策協議会で全庁的な取り組みが行われ、さらに21年度からは徴収嘱託員を設置し、懸命に滞納額減少を図られています。

22年度中に、村税、国民健康保険税で約213万7,000円の不納欠損処分がなされています。その理由は納税義務者の死亡によるもので、やむを得ないものと考えられます。法に照らし合わせ、適切な処理を望みますが、完納者との不均衡が生じないよう一層の努力をお願いします。

一般会計の本年度は、国の地域活性化・経済危機対策交付金、きめ細やかな交付金、緊急雇用対策事業の補助金などを有効に利用し、村営住宅の建設、補助事業では採択されない村道の修繕、小・中学校の体育館などの修繕工事、河川沿いの雑木除去等の景観整備などの事業実施は、経済対策、雇用対策の一助となっています。前年度は小学校の大規模改造事業等があり、比較すると歳出ベースでは15.5%減の21億7,100万円となっています。

なお、23年度へ1億3,000万円ほど繰り越しされていますので、有効な活用を期待します。

以下、各項目別に意見を申し上げます。

1、産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり。村の産業の育成を図るため、22年度もさまざまな事業が実施されています。22年度に村が各種団体、個人に交付した補助金は約1億円あります。うち、農林商工にかかわる補助金は約7,200万円です。中山間地域支払交付金、森林整備地域活動支援交付金などのように、国・県の補助を受け実施している事業と、村が単独で助成している事業があります。それぞれ団体、個人が補助申請を行い、事業が完了したら実績報告書を提出する手続になっていますが、書類に不備なものがあり、改善を求めました。

農地の荒廃が進む中、優良農地の確保を図るため、農地流動化奨励金を交付し、賃貸借を進められています。利用権設定をした農地面積は前年対比61%増で、成果も上がっています。専業農家などの規模拡大につながる制度にしてほしいと思います。

2、安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり。松枯れなどにより、通学路、家屋へ倒木のおそれのある箇所が多く見受けられます。22年度では村内数カ所で伐倒除去が行われ、安全が確保されています。費用、所有者のことなど難問もあるとは思いますが、積極的に取り組んでほしいと思います。

3、安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり。年々高齢化が進み、その率も22年度末では38%となっています。独居老人、高齢者世帯も165世帯と、総世帯数の20%を占めています。公共交通機関の不便な本村では自家用車に頼ることが多いですが、高齢になると、日常の買い物、病

院への通勤など不安を感じてきます。

村では、診療所への通院支援、透析患者、中核病院への通院支援など、高齢者にやさしい村づくりを進めています。

また、認知症高齢者を増加していると言われていています。そんな中、「みまもりのわ」が構築され、多くの協力隊も組織されました。この事業では「暮らしに役立つしおり」が作成され、全戸に配布されました。サービスの内容もわかりやすいですが、高齢者等がこれを有効活用できるよう指導が必要と思います。

4、こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり。地域活性化交付金事業等で、保育園、学校、社会体育施設が修繕整備されました。念願であった小学校のプールも装いも新たに23年度から活用されています。

5、健全な行財政運営に向けて。平成22年度末起債残高は、一般会計24億6,269万5,000円、特別会計16億1,811万3,000円であり、総額は40億8,080万8,000円で、これらの平成22年度償還元金は2億8,358万4,000円であります。22年度に新たに起こした起債は、小学校プール改修工事の借入れなどで2億580万円ありますが、起債残高は年々着実に減少しています。

むすび。平成22年度の決算審査に当たり提出された書類は、写真、図表等を取り入れ、簡潔でわかりやすく、非常に見やすいものでした。それぞれ簡潔な説明をいただき、また質問にも的確に返答いただきました。心から感謝申し上げます。

今年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原発の事故、円高株安など、日本を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。民主党3代目の野田内閣が誕生しましたが、これも先行き不透明なところ です。

既に23年度も上半期が終わろうとしています。前年度の繰り越し事業や23年度の当初予算で着々と事業推進が図られているところですが、22年度の検証も加え、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、意見とします。以上です。

#### ○議長（安江祐策君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。あす14日は全員協議会開催のため、15日は議案調査のため、休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、14日は全員協議会開催のため、15日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

あす14日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また16日の本会議は午前9時30分から会議を開きますので、お願いします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後 3 時 47 分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

